制定 平成29年12月13日 原規放発第17121321号 原子力規制委員会決定 改正 平成30年 3月30日 原規放発第18033017号 原子力規制委員会決定 改正 令和元年 7月24日 原規放発第19072415号 原子力規制委員会決定

登録認証機関等に対する立入検査ガイド(原規放発第 17121321 号(平成 2 9 年 1 2 月 1 3 日原子力規制委員会決定)) について次のとおり定める。

平成29年12月13日

原子力規制委員会

登録認証機関等に対する立入検査ガイドの制定について

登録認証機関等に対する立入検査ガイドを別添のとおり定める。

附 則

この規程は、平成29年12月13日から施行する。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年9月1日から施行する。

登録認証機関等に対する 立入検査ガイド

原子力規制委員会

目 次

はじめに		1
第1章 登	登録認証機関関係	2
第1節	手続	2
第2節	登録の要件等	3
第3節	設計認証等のための審査の義務等	6
第4節	設計認証業務規程1	0
第5節	財務諸表等1	3
第6節	秘密保持義務等1	5
第7節	帳簿1	6
第2章 至	登録検査機関関係1	8
第1節	手続1	8
第2節	登録の要件等1	
第3節	施設検査等の義務等2	
第4節	検査業務規程2	4
第5節	財務諸表等2	8
第6節	秘密保持義務等2	
第7節	帳簿3	0
第3章 聲	登録定期確認機関関係3	2
第1節	手続3	2
第2節	登録の要件等3	3
第3節	定期確認の義務等3	6
第4節	定期確認業務規程3	8
第5節	財務諸表等4	1
第6節	秘密保持義務等4	3
第7節	帳簿4	4
第4章 至	登録運搬物確認機関関係4	5
第1節	手続4	5
第2節	登録の要件等4	7
第3節	運搬物確認の義務等5	0
第4節	運搬物確認業務規程5	2
第5節	財務諸表等5	6
第6節	秘密保持義務等5	7
第7節	帳簿5	8

第5章 登	5録濃度確認機 関関係	6 0
第1節	手続	6 0
第2節	登録の要件等	6 1
第3節	濃度確認の義務等	6 4
第4節	濃度確認業務規程	6 6
第5節	財務諸表等	6 9
第6節	秘密保持義務等	7 1
第7節	帳簿	7 2
第6章 登	登録試験機関関係	7 4
第1節		
第2節	登録の要件等	
第3節	試験の実施に係る義務	
第4節	試験業務規程	
第5節	財務諸表等	8 5
第6節	秘密保持義務等	8 6
第7節	帳簿	8 7
第7音 智	竞録資格講習機関関係	ጸ 9
第1節	手続	
第2節	登録の要件等	
第3節	資格講習の実施に係る義務	
第4節	資格講習業務規程	
第5節	財務諸表等	
第6節	秘密保持義務等	
第7節	帳簿	
	竞録放射線取扱主任者定期講習機関関係	
第1節	手続	
	登録の要件等	
第3節	放射線取扱主任者定期講習の実施に係る義務	
第4節	放射線取扱主任者定期講習業務規程	
第5節	財務諸表等	
第6節	帳簿1	1 4

第	9章	登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習		
		機関関係 1	1	6
	第1節	ī 手続1	1	6
	第2節	「 登録の要件等1	1	7
	第3節	「 防護管理者定期講習の実施に係る義務1	1	8
	第4節	i 防護管理者定期講習業務規程1	2	1
	第5節	i 財務諸表等1	2	5
	第6節	ī 帳簿1	2	7

はじめに

- ★ 放射性同位元素等の規制に関する法律(昭和32年法律第167号。以下「法」という。)においては、平成17年の法改正により、行政の裁量の余地のない形で登録を受けた機関が定型業務を実施する登録機関制度を導入している。同制度において、登録認証機関、登録検査機関、登録定期確認機関、登録運搬物確認機関、登録埋設確認機関、登録濃度確認機関、登録試験機関、登録資格講習機関、登録放射線取扱主任者定期講習機関又は登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関(以下「登録認証機関等」という。)は、国が一義的に責任を有する検査・確認等の代行業務を担うこと又は法に基づく定期講習の業務を実施することから、登録認証機関等には法の目的である放射線障害の防止及び特定放射性同位元素の防護を担保すること並びに法に基づいて公正に業務を実施することを求めている。
- → 原子力規制委員会は、法に基づく規制要求が実施されていることを確認するため、法の施行に必要な限度で、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づく立入検査実施要領(原規放発第1307031号(平成25年7月3日原子力規制委員会決定))に基づき、法第43条の2各項の規定に基づく許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者への立入検査及び法第43条の3各項の規定に基づく登録認証機関等への立入検査を実施している。
- → 本ガイドは、登録認証機関等に立入検査を行う原子力規制委員会の職員が、 登録認証機関等が 法令に基づく手続を適切に行っていること、 法に定め る登録の要件を満たしていること並びに 法令及び業務規程(法第41条の 5第1項(法第41条の16、第41条の18、第41条の22、第41条 の24、第41条の26、第41条の30及び第41条の34において読み 替えて準用する場合を含む。)の規定に基づき認可を受けた業務規程又は法 第41条の38第1項若しくは法第41条の44第1項の規定に基づき届 け出た業務規程をいう。)に基づき登録認証機関等の業務を公正かつ適正に 行っていることを確実に確認できるようにするための検査項目を定めるも のである。
- なお、登録埋設確認機関については、当面廃棄物埋設の事業が見込まれてないことから、事業が見込まれた段階で具体的に検査項目を定めることとする。

第1章 登録認証機関関係

第1節 手続

登録認証機関(以下この章において「登録機関」という。)には、法及び登録認証機関等に関する規則(平成17年文部科学省令第37号。以下「機関則」という。)に基づき、設計認証業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けている。また、登録事項を変更しようとするとき、設計認証員若しくは主任設計認証員を選任し若しくは変更したとき又は役員を選任し若しくは解任したときには、原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 設計認証業務規程の変更認可の申請について

登録機関には、設計認証業務規程を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証業務規程について、認可を受けた設計認証業務規程の内容 と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条の5第1項後段
- ▶ 機関則第7条第2項

) 登録事項の変更について

登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項目における検査項目は、以下のとおりである。

登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う設計認証業務の内容並びに登録を受けた者が設計認証業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第2項第2号から第5号まで及び第41条の4
- ▶ 機関則第6条及び第8条第2号

)設計認証員又は主任設計認証員の選任及び変更について

登録機関には、設計認証員若しくは主任設計認証員(以下「設計認証員等」という。)の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証等のための審査を行う設計認証員等について、原子力規制 委員会に届け出た設計認証員等と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第1号及び第2号並びに第41条の8第1項
- 機関則第8条第7号及び第11条

) 役員の選任及び解任について

登録機関には、役員の選任及び解任について原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

原子力規制委員会に届け出た役員と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第3号ロ及び八
- ▶ 機関則第12条

第2節 登録の要件等

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、 法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。

本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していないこと及び法に定める設計認証員等の条件等の登録の要件に適合していることを確認するための検査項目を定める。

) 欠格条項について

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任 及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項に おける検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が法人である場合は、設計認証業務を行う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- ▶ 法第40条第3号
- ▶ 機関則第2条第1号八

) 設計認証員の条件及び人数について

登録機関は、設計認証等のための審査を行う設計認証員について、法に 定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証等のための審査を行う設計認証員は、法に定める条件及び 設計認証業務規程に定める選任の基準を満たしているか。

設計認証員の条件が、法第41条第1項第1号二の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が設計認証業務規程に明記され、かつ、設計認証業務規程に定める当該基準を満たしているか。

選任されている設計認証員の人数が3名以上であるか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第1号及び第41条の8第3項
- 機関則第2条第3号、第8条第7号及び第11条第1項

) 主任設計認証員の条件について

登録機関は、設計認証等のための審査の管理を行う専任の主任設計認証 員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証等のための審査の管理を行う主任設計認証員は、法に定める条件及び設計認証業務規程に定める選任の基準を満たしているか。 主任設計認証員の条件が、法第41条第1項第2号イの「設計認証 員の業務に5年以上従事した経験を有する者」に該当する場合は、 単に設計認証員に選任されている期間が5年以上となるだけでなく、 機関則第4条第1項に定める方法による設計認証等のための審査業 務を5年以上経験した者であるか。 主任設計認証員の条件が、法第41条第1項第2号八の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が設計認証業務規程に明記され、かつ、設計認証業務規程に定める当該基準を満たしているか。

専任の主任設計認証員が、設計認証等のための審査の管理を行っているか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第2号及び第41条の8第3項
- ▶ 機関則第2条第3号、第8条第7号及び第11条第1項

) 利害関係者の関与について

登録機関は、利害関係者に支配されていないことについて、法に定める 登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が株式会社である場合は、法別表第1に掲げる利害関係者がその親法人となっていないか。

登録機関が法人である場合であって、登録の申請、直近の登録の更新申請又は役員の選任及び解任の届出に添付した役員の経歴に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ロ及び八のいずれにも該当していないか。

登録機関が個人である場合であって、登録の申請又は直近の登録の 更新申請に添付した履歴書に相違がある場合は、登録機関が、法第 41条第1項第3号八に該当していないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第3号及び別表第1
- ▶ 機関則第2条第1号ロ及び二又は第2号イ及び八並びに第12条

) 財務状況について

登録機関は、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

直近の財務諸表等(登録機関が登録の申請の日に属する事業年度に 設立された法人である場合にあっては、その設立時における財産目 録。以下同じ。) に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務超過の状態になっていないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第4号
- ▶ 機関則第2条第1号ホ又は第2号二

第3節 設計認証等のための審査の義務等

登録機関には、法に基づき、設計認証等のための審査を公正に行うことを 義務付けている。また、登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に 行われるよう、設計認証業務規程に、設計認証等のための審査の実施方針、 業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法を定めることと している。

本節では、登録機関が法令及び設計認証業務規程に定める業務の実施方法に基づき、設計認証業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 設計認証等のための審査の実施方針に関すること

登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われるよう、設計認証業務規程に、設計認証等のための審査の実施方針を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証等のための審査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、設計認証等のための審査を行っているか。

設計認証等を行うことを拒否するときは、設計認証等を求めた者に、 拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知しているか。

検査項目 の「正当な理由」及び検査項目 の「拒否する理由」に ついては、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 法第41条の3第1項
- 機関則第5条及び第8条第3号

) 設計認証員等の職務等及び設計認証業務を行う組織に関すること

登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われるよう、設計認証業務規程に、設計認証員等の職務等及び設計認証業務を行う組織を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証員等の職務及び責任範囲並びに設計認証業務を行う組織が、 設計認証業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第8条第3号

) 設計認証及び特定設計認証の審査対象について

登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に 登録機関が実施可能な設計認証及び特定設計認証の審査対象を規定し、 設計認証業務規程に、設計認証業務の実施方法に関する事項を定めるこ ととしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証を行った放射性同位元素装備機器は、法令並びに設計認証 業務規程に定める認証の単位及び放射性同位元素の数量の範囲内と なっているか。

特定設計認証を行った放射性同位元素装備機器は、法令並びに設計 認証業務規程に定める認証の単位及び放射性同位元素装備機器の種 類となっているか。

(参照条文)

- ▶ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令(昭和35年政令第2 59号。以下「令」という。)第11条及び第12条
- 放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第12条第1項第3号の放射性同位元素装備機器を指定する告示(平成17年文部科学省告示第93号)
- ▶ 機関則第8条第3号

) 設計認証業務の実施方法について

登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に 設計認証等のための審査に当たって、申請者から提出を求める申請書類 の内容等を定めている。また、設計認証業務規程に、設計認証業務の実 施方法に関する事項を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証等のための審査に当たって、申請者から提出された申請書類について、申請書が法令に定めるところにより記載され、かつ、法令及び設計認証業務規程に定める添付書類が含まれているか。申請書及び添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは、申請に係る設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。)並びに使用、保管及び運搬に関する条件が法に定める技術上の基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、法令及び設計認証業務規程に定める対処を行っているか。

検査項目 の「法令及び設計認証業務規程に定める対処」を行った 場合、当該対処が公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 法第12条の2第3項及び第4項
- ▶ 放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則(昭和35年総理府 令第56号。以下「規則」という。)第14条の2第1項及び第2項
- ▶ 機関則第4条第1項及び第8条第3号

) 設計認証等のための審査項目等について

登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に 設計認証等のための審査項目等を定めている。また、設計認証業務規程 に、設計認証業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

法令及び設計認証業務規程に定めるところにより、放射線障害防止のための機能を有する部分の設計(当該設計に合致することの確認の方法を含む。)に係る技術上の基準に適合していることを審査しているか。

法令及び設計認証業務規程に定めるところにより、使用、保管及び 運搬に関する条件に係る技術上の基準に適合していることを審査し ているか。

装備される放射性同位元素の数量が下限数量の1000倍を超える場合にあっては、 及び に加え、法令及び設計認証業務規程に定めるところにより、認証の基準に適合していることを審査しているか。

(参照条文)

- ▶ 検査項目 については、法第12条の3第1項、第12条の4第1項及び第41条の3第2項、規則第14条の3第1項、機関則第8条第3号並びに設計認証等に関する技術上の基準に係る細目を定める告示(平成17年文部科学省告示第94号)
- 検査項目 については、法第12条の3第1項及び第41条の3第 2項、規則第14条の3第2項並びに機関則第8条第3号
- 検査項目 については、法第12条の3第1項及び第41条の3第 2項、規則第14条の3第3項並びに機関則第8条第3号

) 実地の調査について

登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に 法第12条の3第2項による実地の調査を行う場合の対応を定めてい る。また、設計認証業務規程に、設計認証業務の実施方法に関する事項 を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証等のための審査に当たり、必要があると認めるときは、法第12条の4第2項の規定による検査の実施に係る体制について実地の調査を行っているか。

検査項目 の「必要があると認めるとき」については、必要性の判断基準が明確であり、かつ、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

実地の調査を設計認証員等2名以上によって行っているか。

(参照条文)

- ▶ 法第12条の3第2項及び第12条の4第2項
- 規則第14条の3第4項
- ▶ 機関則第8条第3号

) 設計認証等結果報告書について

登録機関には、機関則に基づき、設計認証等のための審査結果を原子力 規制委員会に報告することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証等のための審査結果が、設計認証等結果報告書に正確に記載されているか。

(参照条文)

▶ 機関則第4条第2項及び第8条第3号

第4節 設計認証業務規程

登録機関には、法に基づき、設計認証等のための審査を公正に行うことを 義務付けている。また、登録機関において設計認証業務が公正かつ適正に 行われることに加え、設計認証等のための審査の信頼性が確保されるよう に、設計認証業務規程に、設計認証等のための審査の信頼性を確保するた めの具体的な措置及び設計認証等のための審査に関する料金等を定める こととしている。

本節では、登録機関が法令及び設計認証業務規程に基づき、設計認証業務 を公正かつ適正に行っていること及び設計認証等のための審査の信頼性 を確保するための措置を確実に行っていることを確認するための検査項 目を定める。

なお、本節で定める検査項目からは、設計認証業務規程の記載事項のうち、 設計認証業務の実施方法及び設計認証業務に関する秘密の保持のように、 他の節で検査項目を定めているものを除く。

) 設計認証業務を行う時間及び休日について

登録機関における設計認証業務の実施状態を明らかにするため、設計認証業務規程に、設計認証業務を行う時間及び休日を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証業務を行う時間帯 (休憩時間を含む。)及び休日は、設計 認証業務規程に定めるとおりとなっているか。

所定の業務時間帯以外又は休日に設計認証業務を行う場合は、設計 認証業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第8条第1号

) 設計認証業務を行う場所について

登録機関における設計認証業務の実施状態を明らかにするため、設計認証業務規程に、設計認証業務を行う場所を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証業務を行う事業所の所在地は、設計認証業務規程に定める とおりとなっているか。

認証機器製造者等が行っている放射性同位元素装備機器の検査の実施に係る体制について調査を行う場合には、法及び設計認証業務規程に定めるところにより、実地の調査を行っているか。

(参照条文)

- 法第12条の3第2項、第12条の4第2項及び第41条第2項第4号
- ▶ 機関則第8条第2号

) 設計認証等のための審査の信頼性を確保するための措置について

登録機関における設計認証等のための審査の信頼性を確保するため、設計認証業務規程に、継続的に設計認証業務の品質を維持し、改善するための体制、方法等を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証業務規程に定める設計認証業務の品質管理の基本方針に基づき、設計認証業務が行われているか。

設計認証業務規程に定めるところにより、設計認証業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。

- (1) 設計認証業務の改善を行う者の職務及び組織が、設計認証業務 規程に定めるとおりとなっているか。
- (2) 設計認証業務規程に定めるところにより、設計認証業務の改善について記録されているか。

設計認証業務規程に定めるところにより、設計認証業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上がなされているか。

設計認証業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する措置がなされているか。

(参照条文)

▶ 機関則第8条第4号

) 設計認証等のための審査に関する手数料の額及びその収納方法について

登録機関における設計認証等のための審査の公正性を確保するため、設計認証業務規程に、手数料の額及び具体的な支払方法を定めることとし

ている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

手数料の額は、設計認証業務規程に定めるところと相違がないか。 手数料の額の設定根拠(算出根拠)について、設計認証業務規程に 定めるところと相違がないか。

公益法人にあっては、「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」(平成23年10月総務省。以下「総務省勧告」という。)を踏まえて、手数料の額の妥当性の検証、設定根拠(算出根拠)の公開、設計認証業務に係る収入額及び支出額の内訳を記載した書類(支出明細書等)の公開等がなされているか。

設計認証業務規程に定めるところにより、手数料の請求及び受領を行っているか。

設計認証業務規程に定めるところにより、手数料の返還が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第8条第5号

) 認証番号の交付について

登録機関が設計認証業務を公正かつ適正に実施するため、設計認証業務 規程に、認証番号の交付に関する具体的な事項を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

認証番号の交付の基準が、設計認証業務規程に定めるとおりとなっているか。

認証番号の交付(再交付を含む。)の内容及びその方法が、設計認証 業務規程に定めるとおりとなっているか。

設計認証業務規程に定めるところにより、設計認証等のための審査 結果を速やかに原子力規制庁担当部署に報告しているか。

(参照条文)

▶ 機関則第8条第6号

) 設計認証員等の配置等について

登録機関が設計認証等のための審査を公正かつ適正に実施するため、設計認証業務規程に、設計認証員等の配置等に関する事項を定めることと

している。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証業務規程に定めるところにより、設計認証員等を配置しているか。

設計認証業務規程に定める解任の基準に基づき、設計認証員等を解 任しているか。

(参照条文)

▶ 機関則第8条第7号

) その他設計認証業務の実施に関し必要な事項について

登録機関が設計認証業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第8条第1号から第10号までに掲げる設計認証業務規程の記載事項に加えて記載すべきことがあれば、設計認証業務規程に、登録機関の実態に応じた事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証業務規程に定めるその他設計認証業務の実施に関し必要な事項について、設計認証業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第8条第11号

第5節 財務諸表等

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求への対応等を義務付けている。

本節では、登録機関が法令及び設計認証業務規程に基づき、財務諸表等の 備付け及び閲覧等請求への対応等を確実に行っていることを確認するた めの検査項目を定める。

) 財務諸表等の備付けについて

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明す

るために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法及び設計認証業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成 され、5年度分、事務所に備え置かれているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第1項
- ▶ 機関則第8条第10号
- ▶ 原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成24年原子力規制委員会規則第3号。以下「e-文書規則」という。)第3条及び第4条

) 財務諸表等の閲覧等について

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。

利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合に は、設計認証業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び設計 認証業務規程に定めるとおり、閲覧等の請求に対応しているか。

利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の7第2項
- 機関則第8条第10号及び第10条
- ▶ e 文書規則第8条から第12条まで

第6節 秘密保持義務等

登録機関が、設計認証業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、設計認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けている。また、設計認証業務規程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。

本節では、登録機関が法及び設計認証業務規程に基づき、秘密の保持を確 実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

登録機関が、設計認証業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密 情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、設計 認証業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付け ている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

秘密として扱っている情報が、設計認証業務規程に定める秘密情報 の定義に合致しているか。

秘密情報を取り扱う者が、法及び設計認証業務規程に定める範囲となっているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の9第1項
- ▶ 機関則第8条第8号

) 秘密を保持するための措置について

登録機関が、設計認証業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密 情報が含まれる場合があることから、設計認証業務規程に、当該秘密を 保持するために必要となる具体的な措置を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の 取得、利用、管理等が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第8条第8号

第7節 帳簿

登録機関には、法に基づき、設計認証業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。また、登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、設計認証業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び設計認証業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

) 帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

登録機関には、法に基づき、設計認証業務に関する帳簿を備え、必要な 事項を記載し、保存することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

帳簿に法令で定める事項が記載され、かつ、設計認証業務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。

帳簿及び書類が法令及び設計認証業務規程に定める期間保存されているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の13
- 機関則第8条第9号及び第13条
- e 文書規則第3条から第7条まで

) 帳簿及び書類の管理について

登録機関が作成し、一定期間保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、設計認証業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

設計認証業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理が行われているか。

設計認証業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理が行われているか。

設計認証業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的方法による記録についての保管、廃棄等の管理が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第8条第9号

第2章 登録検査機関関係

第1節 手続

登録検査機関(以下この章において「登録機関」という。)には、法及び機関則に基づき、検査業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けている。また、登録事項を変更しようとするとき、検査員若しくは主任検査員を選任し若しくは変更したとき又は役員を選任し若しくは解任したときには、原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法第41条の16によって読み替えて準用する第40条から第41条の14までにおいて登録機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

)検査業務規程の変更認可の申請について

登録機関には、検査業務規程を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

検査業務規程について、認可を受けた検査業務規程の内容と相違が ないか。

(参照条文)

- 法第41条の5第1項後段
- ▶ 機関則第21条第2項

) 登録事項の変更について

登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項目における検査項目は、以下のとおりである。

登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う検 査業務の内容並びに登録を受けた者が検査業務を行う事業所の所在 地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変 更の届出の内容と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第2項第2号から第5号まで及び第41条の4
- ▶ 機関則第20条及び第22条第2号

)検査員又は主任検査員の選任及び変更について

登録機関には、検査員若しくは主任検査員(以下「検査員等」という。) の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務付け ている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

施設検査等を行う検査員等について、原子力規制委員会に届け出た 検査員等と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第1号及び第2号並びに第41条の8第1項
- 機関則第22条第7号及び第25条

) 役員の選任及び解任について

登録機関には、役員の選任及び解任について原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

原子力規制委員会に届け出た役員と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第3号ロ及び八
- ▶ 機関則第26条

第2節 登録の要件等

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、 法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。

本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していない こと及び法に定める検査員等の条件等の登録の要件に適合していること を確認するための検査項目を定める。

) 欠格条項について

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。

法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任 及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項に おける検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が法人である場合は、検査業務を行う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- ▶ 法第40条第3号
- ▶ 機関則第16条第1号八

)検査員の条件及び人数について

登録機関は、施設検査又は定期検査(以下「施設検査等」という。)を行う検査員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

施設検査等を行う検査員は、法に定める条件及び検査業務規程に定める選任の基準を満たしているか。

検査員の条件が、法第41条第1項第1号二の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が検査業務規程に明記され、かつ、検査業務規程に定める当該基準を満たしているか。 選任されている検査員の人数が3名以上であるか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第1号及び第41条の8第3項
- 機関則第16条第3号、第22条第7号及び第25条第1項

) 主任検査員の条件について

登録機関は、施設検査等の管理を行う専任の主任検査員について、法に 定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

施設検査等の管理を行う主任検査員は、法に定める条件及び検査業 務規程に定める選任の基準を満たしているか。

主任検査員の条件が、法第41条第1項第2号イの「検査員の業務 に5年以上従事した経験を有する者」に該当する場合は、単に検査 員に選任されている期間が5年以上となるだけでなく、機関則第1 8条第1項に定める方法による施設検査等の業務を5年以上経験した者であるか。

主任検査員の条件が、法第41条第1項第2号八の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が検査業務規程に明記され、かつ、検査業務規程に定める当該基準を満たしているか。

専任の主任検査員が、施設検査等の管理を行っているか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第2号及び第41条の8第3項
- 機関則第16条第3号、第22条第7号及び第25条第1項

) 利害関係者の関与について

登録機関は、利害関係者に支配されていないことについて、法に定める 登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が株式会社である場合は、法別表第2に掲げる利害関係者がその親法人となっていないか。

登録機関が法人である場合であって、登録の申請、直近の登録の更新申請又は役員の選任及び解任の届出に添付した役員の経歴に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ロ及び八のいずれにも該当していないか。

登録機関が個人である場合であって、登録の申請又は直近の登録の 更新申請に添付した履歴書に相違がある場合は、登録機関が、法第 41条第1項第3号八に該当していないか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第3号及び別表第2
- ▶ 機関則第16条第1号ロ及び二又は第2号イ及び八並びに第26条

)財務状況について

登録機関は、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

直近の財務諸表等に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務 超過の状態になっていないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第4号
- 機関則第16条第1号ホ又は第2号二

第3節 施設検査等の義務等

登録機関には、法に基づき、施設検査等を公正に行うことを義務付けている。また、登録機関において検査業務が公正かつ適正に行われるよう、検査業務規程に、施設検査等の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び検査業務規程に定める業務の実施方法に基づき、検査業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 施設検査等の実施方針に関すること

登録機関において検査業務が公正かつ適正に行われるよう、検査業務規程に、施設検査等の実施方針を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

施設検査等を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合 を除き、遅滞なく、施設検査等を行っているか。

施設検査等を行うことを拒否するときは、施設検査等を求めた者に、 拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知しているか。

検査項目 の「正当な理由」及び検査項目 の「拒否する理由」に ついては、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の3第1項
- 機関則第19条及び第22条第3号

)検査員等の職務等及び検査業務を行う組織に関すること

登録機関において検査業務が公正かつ適正に行われるよう、検査業務規程に、検査員等の職務等及び検査業務を行う組織を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

検査員等の職務及び責任範囲並びに検査業務を行う組織が、検査業 務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第22条第3号

) 施設検査等の対象について

登録機関において検査業務が公正かつ適切に行われるよう、法令に登録機関の検査業務の対象となる放射性同位元素等の数量又は放射線発生装置の種類を規定し、検査業務規程に、検査業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

検査業務の対象となる放射性同位元素等の数量又は放射線発生装置 は、法令並びに検査業務規程に定める数量又は種類となっているか。 (参照条文)

- ▶ 法第12条の8第1項及び第2項
- ▶ 令第13条
- ▶ 機関則第22条第3号

) 施設検査等の実施方法について

登録機関において検査業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に施設 検査等に当たって申請者から提出を求める申請書類の内容等を定めて いる。また、検査業務規程に、検査業務の実施方法に関する事項を定め ることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

施設検査等に当たって、申請者から提出された申請書類について、申請書が法令に定めるところにより記載され、かつ、法令及び検査 業務規程に定める添付書類が含まれているか。

施設検査にあっては、申請書及び添付書類の記載事項に疑義があり、 当該書類のみでは、使用施設等又は廃棄物詰替施設等の設置又は変 更が許可又は変更の許可の内容に適合しているかどうかの判断がで きないと認めるときは、法令及び検査業務規程に定める対処を行っ ているか。

定期検査にあっては、申請書及び添付書類の記載事項に疑義があり、 当該書類のみでは、使用施設等又は廃棄物詰替施設等が法に定める 技術上の基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めると きは、法令及び検査業務規程に定める対処を行っているか。

検査項目 及び の「法令及び検査業務規程に定める対処」を行った場合、当該対処が公正性の観点で不適当なものとなっていないか。 (参照条文)

- 機関則第18条第1項第1号イ又は第2号イ、第1号ロ又は第2号 ロ及び第22条第3号
- 規則第14条の14第2項又は第14条の15及び第14条の17 第2項又は第14条の18

)施設検査等の検査項目等について

登録機関において検査業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に施設 検査等の検査項目等を定めている。また、検査業務規程に、検査業務の 実施方法に関する事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法令及び検査業務規程に定めるところにより、検査項目(対象施設) 及び検査手法(外観検査、記録検査及び実測等)に基づく、検査を 行っているか。

(参照条文)

▶ 機関則第22条第3号

)施設検査等結果報告書について

登録機関には、機関則に基づき、施設検査等の結果を原子力規制委員会 に報告することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

施設検査等の結果が、施設検査等結果報告書に正確に記載されているか。

(参照条文)

機関則第18条第2項及び第22条第3号

第4節 検査業務規程

登録機関には、法に基づき、施設検査等を公正に行うことを義務付けてい

る。また、登録機関において検査業務が公正かつ適正に行われることに加え、施設検査等の信頼性が確保されるように、検査業務規程に、施設検査等の信頼性を確保するための具体的な措置、施設検査等に関する料金等を 定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び検査業務規程に基づき、検査業務を公正かつ適正に行っていること及び施設検査等の信頼性を確保するための措置を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

なお、本節で定める検査項目からは、検査業務規程の記載事項のうち、検査業務の実施方法及び検査業務に関する秘密の保持のように、他の節で検査項目を定めているものを除く。

)検査業務を行う時間及び休日について

登録機関における検査業務の実施状態を明らかにするため、検査業務規程に、検査業務を行う時間及び休日を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

検査業務を行う時間帯 (休憩時間を含む。)及び休日は、検査業務 規程に定めるとおりとなっているか。

所定の業務時間帯以外又は休日に検査業務を行う場合は、検査業務 規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第22条第1号

)検査業務を行う場所について

登録機関における検査業務の実施状態を明らかにするため、検査業務規程に、検査業務を行う場所を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

検査業務を行う事業所の所在地は、検査業務規程に定めるとおりとなっているか。

法令及び検査業務規程に定めるところにより、施設検査等の申請に 係る事業所等において実地に行っているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第2項第4号
- ▶ 機関則第18条第1項第1号イ及び第2号イ並びに第22条第2号

)施設検査等の信頼性を確保するための措置について

登録機関における施設検査等の信頼性を確保するため、検査業務規程に、 継続的に検査業務の品質を維持し、改善するための体制、方法等を定め ることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

検査業務規程に定める検査業務の品質管理の基本方針に基づき、検査業務が行われているか。

検査業務規程に定めるところにより、検査業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。

- (1) 検査業務の改善を行う者の職務及び組織が、検査業務規程に定めるとおりとなっているか。
- (2) 検査業務規程に定めるところにより、検査業務の改善について記録されているか。

検査業務規程に定めるところにより、検査業務上必要な知識の習得 及び教育訓練並びに力量の維持向上がなされているか。

検査業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する措置がなされているか。

(参照条文)

▶ 機関則第22条第4号

)施設検査等に関する手数料の額及びその収納方法について

登録機関における施設検査等の公正性を確保するため、検査業務規程に、 手数料の額及び具体的な支払方法を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

手数料の額は、検査業務規程に定めるところと相違がないか。 手数料の額の設定根拠(算出根拠)について、検査業務規程に定め るところと相違がないか。

公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、手数料の額の妥当性 の検証、設定根拠(算出根拠)の公開、検査業務に係る収入額及び 支出額の内訳を記載した書類(支出明細書等)の公開等がなされて いるか。

検査業務規程に定めるところにより、手数料の請求及び受領を行っているか。

検査業務規程に定めるところにより、手数料の返還が行われている

か。

(参照条文)

▶ 機関則第22条第5号

)施設検査合格証又は定期検査合格証の交付について

登録機関が検査業務を公正かつ適正に実施するため、検査業務規程に、 施設検査合格証又は定期検査合格証の交付に関する具体的な事項を定 めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

施設検査等の合格の基準が、検査業務規程に定めるとおりとなっているか。

施設検査合格証又は定期検査合格証の交付(再交付を含む。)の内容及びその方法が、検査業務規程に定めるとおりとなっているか。

検査業務規程に定めるところにより、施設検査等の結果を速やかに 原子力規制庁担当部署に報告しているか。

(参照条文)

- 規則第14条の16及び第14条の19
- ▶ 機関則第22条第6号

)検査員等の配置等について

登録機関が検査業務を公正かつ適正に実施するため、検査業務規程に、 検査員等の配置等に関する事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

検査業務規程に定めるところにより、検査員等を配置しているか。 検査業務規程に定める解任の基準に基づき、検査員等を解任してい るか。

(参照条文)

▶ 機関則第22条第7号

) その他検査業務の実施に関し必要な事項について

登録機関が検査業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第22条第1号から第10号までに掲げる検査業務規程の記載事項に加えて記載すべきことがあれば、検査業務規程に、登録機関の実態に応じた事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

検査業務規程に定めるその他検査業務の実施に関し必要な事項について、検査業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第22条第11号

第5節 財務諸表等

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求への対応等を義務付けている。

本節では、登録機関が法令及び検査業務規程に基づき、財務諸表等の備付け及び閲覧等請求への対応等を確実に行っていることを確認するための 検査項目を定める。

) 財務諸表等の備付けについて

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法及び検査業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成され、 5年度分、事務所に備え置かれているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第1項
- ▶ 機関則第22条第10号
- e 文書規則第3条及び第4条

) 財務諸表等の閲覧等について

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを

義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。

利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合に は、検査業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び検査業務 規程に定めるとおり、閲覧等の請求に対応しているか。

利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第2項
- ▶ 機関則第22条第10号及び第24条
- e 文書規則第8条から第12条まで

第6節 秘密保持義務等

登録機関が、検査業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、検査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けている。また、検査業務規程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。

本節では、登録機関が法及び検査業務規程に基づき、秘密の保持を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

登録機関が、検査業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、検査業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けている。本項における検査項目は、以下のとおりである。

秘密として扱っている情報が、検査業務規程に定める秘密情報の定義に合致しているか。

秘密情報を取り扱う者が、法及び検査業務規程に定める範囲となっているか。

(参照条文)

- 法第41条の9第1項
- ▶ 機関則第22条第8号

) 秘密を保持するための措置について

登録機関が、検査業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報 が含まれる場合があることから、検査業務規程に、当該秘密を保持する ために必要となる具体的な措置を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

検査業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の取得、 利用、管理等が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第22条第8号

第7節 帳簿

登録機関には、法に基づき、検査業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。また、登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、検査業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び検査業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

) 帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

登録機関には、法に基づき、検査業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

帳簿に法令で定める事項が記載され、かつ、検査業務を行う事業所 ごとに作成して備え付けられているか。

帳簿及び書類が法令及び検査業務規程に定める期間保存されているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の13
- ▶ 機関則第22条第9号及び第27条
- ▶ e 文書規則第3条から第7条まで

)帳簿及び書類の管理について

登録機関が作成し、一定期間保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、検査業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

検査業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の保管、 廃棄等の管理が行われているか。

検査業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理が行われているか。

検査業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的方法による記録についての保管、廃棄等の管理が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第22条第9号

第3章 登録定期確認機関関係

第1節 手続

登録定期確認機関(以下この章において「登録機関」という。)には、法及び機関則に基づき、定期確認業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けている。また、登録事項を変更しようとするとき、定期確認員若しくは主任定期確認員を選任し若しくは変更したとき又は役員を選任し若しくは解任したときには、原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法第41条の18によって読み替えて準用する第40条から第41条の14までにおいて登録機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

) 定期確認業務規程の変更認可の申請について

登録機関には、定期確認業務規程を変更しようとするときは、原子力規 制委員会の認可を受けることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認業務規程について、認可を受けた定期確認業務規程の内容 と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条の5第1項後段
- 機関則第35条第2項

) 登録事項の変更について

登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項目における検査項目は、以下のとおりである。

登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う定期確認業務の内容並びに登録を受けた者が定期確認業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第2項第2号から第5号まで及び第41条の4
- ▶ 機関則第34条及び第36条第2号

) 定期確認員又は主任定期確認員の選任及び変更について

登録機関には、定期確認員若しくは主任定期確認員(以下「定期確認員等」という。)の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認を行う定期確認員等について、原子力規制委員会に届け出 た定期確認員等と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第1号及び第2号並びに第41条の8第1項
- 機関則第36条第7号及び第39条

) 役員の選任及び解任について

登録機関には、役員の選任及び解任について原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

原子力規制委員会に届け出た役員と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第3号口及び八
- ▶ 機関則第40条

第2節 登録の要件等

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、 法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。

本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していない こと及び法に定める定期確認員等の条件等の登録の要件に適合している ことを確認するための検査項目を定める。

) 欠格条項について

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任 及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項に おける検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が法人である場合は、定期確認業務を行う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- ▶ 法第40条第3号
- ▶ 機関則第30条第1号八

) 定期確認員の条件及び人数について

登録機関は、定期確認を行う定期確認員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認を行う定期確認員は、法に定める条件及び定期確認業務規程に定める選任の基準を満たしているか。

定期確認員の条件が、法第41条第1項第1号二の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が定期確認業務規程に明記され、かつ、定期確認業務規程に定める当該基準を満たしているか。

選任されている定期確認員の人数が3名以上であるか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第1号及び第41条の8第3項
- 機関則第30条第3号、第36条第7号及び第39条第1項

) 主任定期確認員の条件について

登録機関は、定期確認の管理を行う専任の主任定期確認員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認の管理を行う主任定期確認員は、法に定める条件及び定期 確認業務規程に定める選任の基準を満たしているか。 主任定期確認員の条件が、法第41条第1項第2号イの「定期確認員の業務に5年以上従事した経験を有する者」に該当する場合は、単に定期確認員に選任されている期間が5年以上となるだけでなく、機関則第32条に定める方法による定期確認の業務を5年以上経験した者であるか。

主任定期確認員の条件が、法第41条第1項第2号八の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が定期確認業務規程に明記され、かつ、定期確認業務規程に定める当該基準を満たしているか。

専任の主任定期確認員が、定期確認の管理を行っているか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第2号及び第41条の8第3項
- 機関則第30条第3号、第36条第7号及び第39条第1項

) 利害関係者の関与について

登録機関は、利害関係者に支配されていないことについて、法に定める 登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が株式会社である場合は、法別表第2に掲げる利害関係者がその親法人となっていないか。

登録機関が法人である場合であって、登録の申請、直近の登録の更新申請又は役員の選任及び解任の届出に添付した役員の経歴に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ロ及び八のいずれにも該当していないか。

登録機関が個人である場合であって、登録の申請又は直近の登録の 更新申請に添付した履歴書に相違がある場合は、登録機関が、法第 41条第1項第3号八に該当していないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第3号及び別表第2
- ▶ 機関則第30条第1号ロ及び二又は第2号イ及び八並びに第40条

) 財務状況について

登録機関は、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

直近の財務諸表等に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務 超過の状態になっていないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第4号
- 機関則第30条第1号ホ又は第2号二

第3節 定期確認の義務等

登録機関には、法に基づき、定期確認を公正に行うことを義務付けている。 また、登録機関において定期確認業務が公正かつ適正に行われるよう、定 期確認業務規程に、定期確認の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織 並びに具体的な実施方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び定期確認業務規程に定める業務の実施方法に基づき、定期確認業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 定期確認の実施方針に関すること

登録機関において定期確認業務が公正かつ適正に行われるよう、定期確 認業務規程に、定期確認の実施方針を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を 除き、遅滞なく、定期確認を行っているか。

定期確認を行うことを拒否するときは、定期確認を求めた者に、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知しているか。

検査項目 の「正当な理由」及び検査項目 の「拒否する理由」に ついては、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 法第41条の3第1項
- 機関則第33条及び第36条第3号

) 定期確認員等の職務等及び定期確認業務を行う組織に関すること

登録機関において定期確認業務が公正かつ適正に行われるよう、定期確認業務規程に、定期確認員等の職務等及び定期確認業務を行う組織を定

めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認員等の職務及び責任範囲並びに定期確認業務を行う組織が、 定期確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第36条第3号

) 定期確認業務の実施方法について

登録機関において定期確認業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に 定期確認に当たって申請者から提出を求める申請書類の内容等を定め ている。また、定期確認業務規程に、定期確認業務の実施方法に関する 事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認に当たって、申請者から提出された申請書類について、申請書が法令に定めるところにより記載され、かつ、法令及び定期確認業務規程に定める添付書類が含まれているか。

定期確認に当たって、記録又は帳簿の記載事項に疑義があるときは、 法令及び定期確認業務規程に定める対処を行っているか。

検査項目 の「法令及び定期確認業務規程に定める対処」を行った 場合、当該対処が公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 機関則第32条第1項及び第36条第3号
- 規則第14条の20第2項

) 定期確認の確認項目等について

登録機関において定期確認業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に 定期確認の確認項目等を定めている。また、定期確認業務規程に、定期 確認業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法令及び定期確認業務規程に定めるところにより、確認項目(法令に基づき確認する項目)及び確認手法(目視、聞き取り及び記録確認等)に基づく確認を行っているか。

(参照条文)

▶ 機関則第36条第3号

) 定期確認結果報告書について

登録機関には、機関則に基づき、定期確認の結果を原子力規制委員会に 報告することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認の結果が、定期確認結果報告書に正確に記載されているか。 (参照条文)

機関則第32条第2項及び第36条第3号

第4節 定期確認業務規程

登録機関には、法に基づき、定期確認を公正に行うことを義務付けている。 また、登録機関において定期確認業務が公正かつ適正に行われることに加 え、定期確認の信頼性が確保されるように、定期確認業務規程に、定期確 認の信頼性を確保するための具体的な措置及び定期確認に関する料金等 を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び定期確認業務規程に基づき、定期確認業務を公正かつ適正に行っていること及び定期確認の信頼性を確保するための措置を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

なお、本節で定める検査項目からは、定期確認業務規程の記載事項のうち、 定期確認業務の実施方法及び定期確認業務に関する秘密の保持のように、 他の節で検査項目を定めているものを除く。

) 定期確認業務を行う時間及び休日について

登録機関における定期確認業務の実施状態を明らかにするため、定期確認業務規程に、定期確認業務を行う時間及び休日を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認業務を行う時間帯 (休憩時間を含む。)及び休日は、定期確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

所定の業務時間帯以外又は休日に定期確認業務を行う場合は、定期 確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

機関則第36条第1号

) 定期確認業務を行う場所について

登録機関における定期確認業務の実施状態を明らかにするため、定期確認業務規程に、定期確認業務を行う場所を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認業務を行う事業所の所在地は、定期確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

法令及び定期確認業務規程に定めるところにより、定期確認の申請 に係る事業所等において実地に行っているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第2項第4号
- 機関則第32条第1項第1号及び第36条第2号

) 定期確認の信頼性を確保するための措置について

登録機関における定期確認の信頼性を確保するため、定期確認業務規程に、継続的に定期確認業務の品質を維持し、改善するための体制、方法等を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認業務規程に定める定期確認業務の品質管理の基本方針に基づき、定期確認業務が行われているか。

定期確認業務規程に定めるところにより、定期確認業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。

- (1) 定期確認業務の改善を行う者の職務及び組織が、定期確認業務 規程に定めるとおりとなっているか。
- (2) 定期確認業務規程に定めるところにより、定期確認業務の改善について記録されているか。

定期確認業務規程に定めるところにより、定期確認業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上がなされているか。

定期確認業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する措置がなされているか。

(参照条文)

▶ 機関則第36条第4号

) 定期確認に関する手数料の額及びその収納方法について

登録機関における定期確認の公正性を確保するため、定期確認業務規程 に、手数料の額及び具体的な支払方法を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

手数料の額は、定期確認業務規程に定めるところと相違がないか。 手数料の額の設定根拠(算出根拠)について、定期確認業務規程に 定めるところと相違がないか。

公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、手数料の額の妥当性 の検証、設定根拠(算出根拠)の公開、定期確認業務に係る収入額 及び支出額の内訳を記載した書類(支出明細書等)の公開等がなさ れているか。

定期確認業務規程に定めるところにより、手数料の請求及び受領を行っているか。

定期確認業務規程に定めるところにより、手数料の返還が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第36条第5号

) 定期確認証の交付について

登録機関が定期確認業務を公正かつ適正に実施するため、定期確認業務 規程に、定期確認証の交付に関する具体的な事項を定めることとしてい る。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認の基準が、定期確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

定期確認証の交付(再交付を含む。)の内容及びその方法が、定期確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

定期確認業務規程に定めるところにより、定期確認の結果を速やか に原子力規制庁担当部署に報告しているか。

(参照条文)

- ▶ 規則第14条の21
- ▶ 機関則第36条第6号

) 定期確認員等の配置等について

登録機関が定期確認業務を公正かつ適正に実施するため、定期確認業務 規程に、定期確認員等の配置等に関する事項を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認業務規程に定めるところにより、定期確認員等を配置しているか。

定期確認業務規程に定める解任の基準に基づき、定期確認員等を解任しているか。

(参照条文)

機関則第36条第7号

) その他定期確認業務の実施に関し必要な事項について

登録機関が定期確認業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第36条第1号から第10号までに掲げる定期確認業務規程の記載事項に加えて記載すべきことがあれば、定期確認業務規程に、登録機関の実態に応じた事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認業務規程に定めるその他定期確認業務の実施に関し必要な事項について、定期確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第36条第11号

第5節 財務諸表等

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求への対応等を義務付けている。

本節では、登録機関が法令及び定期確認業務規程に基づき、財務諸表等の 備付け及び閲覧等請求への対応等を確実に行っていることを確認するた めの検査項目を定める。

) 財務諸表等の備付けについて

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法及び定期確認業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成 され、5年度分、事務所に備え置かれているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第1項
- ▶ 機関則第36条第10号
- e 文書規則第3条及び第4条

) 財務諸表等の閲覧等について

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。

利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合に は、定期確認業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び定期 確認業務規程に定めるとおり、閲覧等の請求に対応しているか。

利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第2項
- 機関則第36条第10号及び第38条
- e 文書規則第8条から第12条まで

第6節 秘密保持義務等

登録機関が、定期確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、定期確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けている。また、定期確認業務規程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。

本節では、登録機関が法及び定期確認業務規程に基づき、秘密の保持を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

登録機関が、定期確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、定期確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

秘密として扱っている情報が、定期確認業務規程に定める秘密情報 の定義に合致しているか。

秘密情報を取り扱う者が、法及び定期確認業務規程に定める範囲となっているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の9第1項
- ▶ 機関則第36条第8号

) 秘密を保持するための措置について

登録機関が、定期確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、定期確認業務規程に、当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の 取得、利用、管理等が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第36条第8号

第7節 帳簿

登録機関には、法に基づき、定期確認業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。また、登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、定期確認業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び定期確認業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

) 帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

登録機関には、法に基づき、定期確認業務に関する帳簿を備え、必要な 事項を記載し、保存することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

帳簿に法令で定める事項が記載され、かつ、定期確認業務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。

帳簿及び書類が法令及び定期確認業務規程に定める期間保存されているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の13
- 機関則第36条第9号及び第41条
- ▶ e 文書規則第3条から第7条まで

) 帳簿及び書類の管理について

登録機関が作成し、一定期間保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、定期確認業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

定期確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の 保管、廃棄等の管理が行われているか。

定期確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理が行われているか。

定期確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的方法による記録についての保管、廃棄等の管理が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第36条第9号

第4章 登録運搬物確認機関関係

第1節 手続

登録運搬物確認機関(以下この章において「登録機関」という。)には、法及び機関則に基づき、運搬物確認業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けている。また、登録事項を変更しようとするとき、運搬物確認員若しくは主任運搬物確認員を選任し若しくは変更したとき又は役員を選任し若しくは解任したときには、原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法第41条の22によって読み替えて準用する第40条、第41条第2項及び第41条の2から第41条の14までにおいて登録機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

) 運搬物確認業務規程の変更認可の申請について

登録機関には、運搬物確認業務規程を変更しようとするときは、原子力 規制委員会の認可を受けることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認業務規程について、認可を受けた運搬物確認業務規程の 内容と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条の5第1項後段
- 機関則第49条第2項

) 登録事項の変更について

登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項目における検査項目は、以下のとおりである。

登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う運搬物確認業務の内容並びに登録を受けた者が運搬物確認業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第2項第2号から第5号まで及び第41条の4
- 機関則第48条及び第50条第2号

) 運搬物確認員又は主任運搬物確認員の選任及び変更について

登録機関には、運搬物確認員又は主任運搬物確認員(以下「運搬物確認員等」という。)の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認を行う運搬物確認員等について、原子力規制委員会に届け出た運搬物確認員等と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の21の2第1号及び第2号並びに第41条の8第1項
- 機関則第50条第7号及び第53条

) 役員の選任及び解任について

登録機関には、役員の選任及び解任について原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

原子力規制委員会に届け出た役員と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の21の2第3号口及び八
- 機関則第54条

第2節 登録の要件等

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、 法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。

本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していない こと及び法に定める運搬物確認員等の条件等の登録の要件に適合してい ることを確認するための検査項目を定める。

) 欠格条項について

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任 及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項に おける検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が法人である場合は、運搬物確認業務を行う役員が法に定 める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- ▶ 法第40条第3号
- ▶ 機関則第44条第1号八

) 運搬物確認員の条件及び人数について

登録機関は、運搬物確認を行う運搬物確認員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認を行う運搬物確認員は、法に定める条件及び運搬物確認 業務規程に定める選任の基準を満たしているか。

運搬物確認員の条件が、法第41条の21の2第1号二又はへの「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が 運搬物確認業務規程に明記され、かつ、運搬物確認業務規程に定め る当該基準を満たしているか。

選任されている運搬物確認員の人数が3名以上であるか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の21の2第1号及び第41条の8第3項
- 機関則第44条第3号、第50条第7号及び第53条第1項

) 主任運搬物確認員の条件について

登録機関は、運搬物確認の管理を行う専任の主任運搬物確認員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認の管理を行う主任運搬物確認員は、法に定める条件及び 運搬物確認業務規程に定める選任の基準を満たしているか。 主任運搬物確認員の条件が、法第41条の21の2第2号イの「運搬物確認員の業務(放射線障害の防止のために必要な措置の確認に関するものに限る。)に5年以上従事した経験を有する者」に該当する場合は、単に運搬物確認員に選任されている期間が5年以上となるだけでなく、機関則第46条第1項に定める方法による運搬物確認の業務を5年以上経験した者であるか。

主任運搬物確認員の条件が、法第41条の21の2第2号八又はへの「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が運搬物確認業務規程に明記され、かつ、運搬物確認業務規程に定める当該基準を満たしているか。

専任の主任運搬物確認員が、運搬物確認の管理を行っているか。

(参照条文)

- 法第41条の21の2第2号及び第41条の8第3項
- 機関則第44条第3号、第50条第7号及び第53条第1項

) 利害関係者の関与について

登録機関は、利害関係者に支配されていないことについて、法に定める 登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が株式会社である場合は、法別表第3に掲げる利害関係者がその親法人となっていないか。

登録機関が法人である場合であって、登録の申請、直近の登録の更新申請又は役員の選任及び解任の届出に添付した役員の経歴に相違がある場合は、登録機関が、法第41条の21の2第3号ロ及びハのいずれにも該当していないか。

登録機関が個人である場合であって、登録の申請又は直近の登録の 更新申請に添付した履歴書に相違がある場合は、登録機関が、法第 41条の21の2第3号八に該当していないか。

(参照条文)

- 法第41条の21の2第3号及び別表第3
- ▶ 機関則第44条第1号ロ及び二又は第2号イ及び八並びに第54条

) 財務状況について

登録機関は、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

直近の財務諸表等に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務 超過の状態になっていないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の21の2第4号
- ▶ 機関則第44条第1号ホ又は第2号二

第3節 運搬物確認の義務等

登録機関には、法に基づき、運搬物確認を公正に行うことを義務付けている。また、登録機関において運搬物確認業務が公正かつ適正に行われるよう、運搬物確認業務規程に、運搬物確認の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び運搬物確認業務規程に定める業務の実施方法に基づき運搬物確認業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 運搬物確認の実施方針に関すること

登録機関において運搬物確認業務が公正かつ適正に行われるよう、運搬物確認業務規程に、運搬物確認の実施方針を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合 を除き、遅滞なく、運搬物確認を行っているか。

運搬物確認を行うことを拒否するときは、運搬物確認を求めた者に、 拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知しているか。

検査項目 の「正当な理由」及び検査項目 の「拒否する理由」に ついては、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 法第41条の3第1項
- ▶ 機関則第47条及び第50条第3号

) 運搬物確認員等の職務等及び運搬物確認業務を行う組織に関すること

登録機関において運搬物確認業務が公正かつ適正に行われるよう、運搬物確認業務規程に、運搬物確認員等の職務等及び運搬物確認業務を行う 組織を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認員等の職務及び責任範囲並びに運搬物確認業務を行う組織が、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

機関則第50条第3号

) 運搬物確認業務の実施方法について

登録機関において運搬物確認業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に、運搬物確認に当たって申請者から提出を求める申請書類の内容等を 定めている。また、運搬物確認業務規程に、運搬物確認業務の実施方法 に関する事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認に当たって、申請者から提出された申請書類について、申請書が法令に定めるところにより記載され、かつ、法令及び運搬物確認業務規程に定める添付書類が含まれているか。

1ペタベクレルを超える放射性同位元素の運搬物確認について、機関則第46条第1項第1号本文のただし書により同号口に掲げる運搬物確認の方法を省略する場合は、運搬物確認業務規程で定めるところにより省略されているか。

1ペタベクレル以下の放射性同位元素又は放射性汚染物の運搬物確認について、機関則第46条第1項第2号ロの規定に基づき主任運搬物確認員が特に必要と認めて運搬物の発送場所において実地に行う場合にあっては、必要性の判断基準が明確であり、かつ、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 機関則第46条第1項及び第50条第3号
- 規則第18条の15第4項(規則第24条の2の6において読み替えて適用する場合も含む。)

) 運搬物確認の確認項目等について

登録機関において運搬物確認業務が公正かつ適正に行われるよう、法令

に運搬物確認の確認項目等を定めている。また、運搬物確認業務規程に、 運搬物確認業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

法令及び運搬物確認業務規程に定めるところにより、確認項目(法令に基づき確認する項目)及び確認手法(運搬物確認申請書及び添付書類の確認並びに運搬物の発送場所における目視及び測定による確認)に基づく確認を行っているか。

防護措置の観点から、規則第24条の2の4に定める技術上の基準 (BM型輸送物については規則第18条の6第1号、BU型輸送物については規則第18条の7第1号においてそれぞれ適用する第18条の5第3号の基準)に基づく容易に破れないシールの貼付け等の措置が講じられていることの確認を行っているか。

(参照条文)

- ▶ 機関則第50条第3号
- ▶ 規則第18条の5第3号、第18条の6第1号、第18条の7第1号、 第24条の2の4及び第24条の2の5

) 運搬物確認結果報告書について

登録機関には、機関則に基づき、運搬物確認の結果を原子力規制委員会 に報告することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認の結果が、運搬物確認結果報告書に正確に記載されているか。

(参照条文)

機関則第46条第2項及び第50条第3号

第4節 運搬物確認業務規程

登録機関には、法に基づき、運搬物確認を公正に行うことを義務付けている。また、登録機関において運搬物確認業務が公正かつ適正に行われることに加え、運搬物確認の信頼性が確保されるように、運搬物確認業務規程に、運搬物確認の信頼性を確保するための具体的な措置及び運搬物確認に関する料金等を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び運搬物確認業務規程に基づき、運搬物確認 業務を公正かつ適正に行っていること及び運搬物確認の信頼性を確保す るための措置を確実に行っていることを確認するための検査項目を定め る。

なお、本節で定める検査項目からは、運搬物確認業務規程の記載事項のうち、運搬物確認業務の実施方法及び運搬物確認業務に関する秘密の保持のように、他の節で検査項目を定めているものを除く。

) 運搬物確認業務を行う時間及び休日について

登録機関における運搬物確認業務の実施状態を明らかにするため、運搬物確認業務規程に、運搬物確認業務を行う時間及び休日を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認業務を行う時間帯 (休憩時間を含む。)及び休日は、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

所定の業務時間帯以外又は休日に運搬物確認業務を行う場合は、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

機関則第50条第1号

) 運搬物確認業務を行う場所について

登録機関における運搬物確認業務の実施状態を明らかにするため、運搬物確認業務規程に、運搬物確認業務を行う場所を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認業務を行う事業所の所在地は、運搬物確認業務規程に定 めるとおりとなっているか。

法令及び運搬物確認業務規程に定めるところにより、運搬物確認の申請に係る運搬物の発送場所において実地に行っているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第2項第4号
- ▶ 機関則第46条第1号ロ及び第2号ロ並びに第50条第2号

) 運搬物確認の信頼性を確保するための措置について

登録機関における運搬物確認の信頼性を確保するため、運搬物確認業務

規程に、継続的に運搬物確認の品質を維持し、改善するための体制、方 法等を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認業務規程に定める運搬物確認業務の品質管理の基本方針 に基づき、運搬物確認業務が行われているか。

運搬物確認業務規程に定めるところにより、運搬物確認業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。

- (1) 運搬物確認業務の改善を行う者の職務及び組織が、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。
- (2) 運搬物確認業務規程に定めるところにより、運搬物確認業務の 改善について記録されているか。

運搬物確認業務規程に定めるところにより、運搬物確認業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上がなされているか。 運搬物確認業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び 情報セキュリティに関する措置がなされているか。

(参照条文)

▶ 機関則第50条第4号

) 運搬物確認に関する手数料の額及びその収納方法について

登録機関における運搬物確認業務の公正性を確保するため、運搬物確認 業務規程に、手数料の額及び具体的な支払方法を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

手数料の額は、運搬物確認業務規程に定めるところと相違がないか。 手数料の額の設定根拠(算出根拠)について、運搬物確認業務規程 に定めるところと相違がないか。

公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、手数料の額の妥当性 の検証、設定根拠(算出根拠)の公開、運搬物確認業務に係る収入 額及び支出額の内訳を記載した書類(支出明細書等)の公開等がな されているか。

運搬物確認業務規程に定めるところにより、手数料の請求及び受領を行っているか。

運搬物確認業務規程に定めるところにより、手数料の返還が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第50条第5号

) 運搬確認証の交付について

登録機関が運搬物確認業務を公正かつ適正に実施するため、運搬物確認業務規程に、運搬確認証の交付に関する具体的な事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認の基準が、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなって いるか。

運搬物確認証の交付(再交付を含む。)の内容及びその方法が、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

運搬物確認業務規程に定めるところにより、運搬物確認の結果を速 やかに原子力規制庁担当部署に報告しているか。

(参照条文)

- ▶ 規則第18条の16及び第24条の2の6
- ▶ 機関則第50条第6号

) 運搬物確認員等の配置等について

登録機関が運搬物確認業務を公正かつ適正に実施するため、運搬物確認 業務規程に、運搬物確認員等の配置等に関する事項を定めることとして いる。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認業務規程に定めるところにより、運搬物確認員等を配置 しているか。

運搬物確認業務規程に定める解任の基準に基づき、運搬物確認員等 を解任しているか。

(参照条文)

▶ 機関則第50条第7号

) その他運搬物確認業務の実施に関し必要な事項について

登録機関が運搬物確認業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第50条第1号から第10号までに掲げる運搬物確認業務規程の記載事項に加えて記載すべきことがあれば、運搬物確認業務規程に、登録機関の実態に応じた事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認業務規程に定めるその他運搬物確認業務の実施に関し必要な事項について、運搬物確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第50条第11号

第5節 財務諸表等

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求への対応等を義務付けている。

本節では、登録機関が法令及び運搬物確認業務規程に基づき、財務諸表等の備付け及び閲覧等請求への対応等を確実に行っていることを確認する ための検査項目を定める。

)財務諸表等の備付けについて

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法及び運搬物確認業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成され、5年度分、事務所に備え置かれているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第1項
- ▶ 機関則第50条第10号
- e 文書規則第3条及び第4条

) 財務諸表等の閲覧等について

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件として

いることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを 義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。

利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合には、運搬物確認業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び運搬物確認業務規程に定めるとおり、閲覧等の請求に対応しているか。利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第2項
- 機関則第50条第10号及び第52条
- ▶ e 文書規則第8条から第12条まで

第6節 秘密保持義務等

登録機関が、運搬物確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、運搬物確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けている。また、運搬物確認業務規程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。

本節では、登録機関が法及び運搬物確認業務規程に基づき、秘密の保持を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

登録機関が、運搬物確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、運搬物確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

秘密として扱っている情報が、運搬物確認業務規程に定める秘密情報の定義に合致しているか。

秘密情報を取り扱う者が、法及び運搬物確認業務規程に定める範囲 となっているか。

(参照条文)

- 法第41条の9第1項
- ▶ 機関則第50条第8号

) 秘密を保持するための措置について

登録機関が、運搬物確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、運搬物確認業務規程に、当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を定めることとしている。本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の取得、利用、管理等が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第50条第8号

第7節 帳簿

登録機関には、法に基づき、運搬物確認業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。また、登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、運搬物確認業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び運搬物確認業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

)帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

登録機関には、法に基づき、運搬物確認業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

帳簿に法令で定める事項が記載され、かつ、運搬物確認業務を行う 事業所ごとに作成して備え付けられているか。

帳簿及び書類が法令及び運搬物確認業務規程に定める期間保存され ているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の13
- 機関則第50条第9号及び第55条
- ▶ e 文書規則第3条から第7条まで

)帳簿及び書類の管理について

登録機関が作成し、一定期間保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、運搬物確認業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

運搬物確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理が行われているか。

運搬物確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が 含まれる帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理が行われているか。

運搬物確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的方法による記録についての保管、廃棄等の管理が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第50条第9号

第5章 登録濃度確認機関関係

第1節 手続

登録濃度確認機関(以下この章において「登録機関」という。)には、法及び機関則に基づき、濃度確認業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けている。また、登録事項を変更しようとするとき、濃度確認員若しくは主任濃度確認員を選任し若しくは変更したとき又は役員を選任し若しくは解任したときには、原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法第41条の26によって読み替えて準用する第40条から第41条の14までにおいて登録機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

) 濃度確認業務規程の変更認可の申請について

登録機関には、濃度確認業務規程を変更しようとするときは、原子力規 制委員会の認可を受けることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認業務規程について、認可を受けた濃度確認業務規程の内容と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条の5第1項後段
- 機関則第77条第2項

) 登録事項の変更について

登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項目における検査項目は、以下のとおりである。

登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う濃度確認業務の内容並びに登録を受けた者が濃度確認業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第2項第2号から第5号まで及び第41条の4
- ▶ 機関則第76条及び第78条第2号

) 濃度確認員又は主任濃度確認員の選任及び変更について

登録機関には、濃度確認員若しくは主任濃度確認員(以下「濃度確認員等」という。)の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認を行う濃度確認員等について、原子力規制委員会に届け出 た濃度確認員等と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第1号及び第2号並びに第41条の8第1項
- 機関則第78条第7号及び第81条

) 役員の選任及び解任について

登録機関には、役員の選任及び解任について原子力規制委員会に届け出ることを義務づけている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

原子力規制委員会に届け出た役員と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第3号口及び八
- ▶ 機関則第82条

第2節 登録の要件等

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、 法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。

本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していない こと及び法に定める濃度確認員等の条件等の登録の要件に適合している ことを確認するための検査項目を定める。

) 欠格条項について

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任 及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項に おける検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が法人である場合は、濃度確認業務を行う役員が法に定め る欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- ▶ 法第40条第3号
- ▶ 機関則第72条第1号八

) 濃度確認員の条件及び人数について

登録機関は、濃度確認を行う濃度確認員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認を行う濃度確認員は、法に定める条件及び濃度確認業務規程に定める選任の基準を満たしているか。

濃度確認員の条件が、法第41条第1項第1号二の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が濃度確認業務規程に明記され、かつ、濃度確認業務規程に定める当該基準を満たしているか。

選任されている濃度確認員の人数が3名以上であるか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第1号及び第41条の8第3項
- 機関則第72条第3号、第78条第7号及び第81条第1項

) 主任濃度確認員の条件について

登録機関は、濃度確認の管理を行う専任の主任濃度確認員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認の管理を行う主任濃度確認員は、法に定める条件及び濃度 確認業務規程に定める選任の基準を満たしているか。 主任濃度確認員の条件が、法第41条第1項第2号イの「濃度確認員の業務に5年以上従事した経験を有する者」に該当する場合は、単に濃度確認員に選任されている期間が5年以上となるだけでなく、機関則第74条第1項に定める方法による濃度確認の業務を5年以上経験した者であるか。

主任濃度確認員の条件が、法第41条第1項第2号八の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が濃度確認業務規程に明記され、かつ、濃度確認業務規程に定める当該基準を満たしているか。

専任の主任濃度確認員が、濃度確認の管理を行っているか。

(参照条文)

- 法第41条第1項第2号及び第41条の8第3項
- ▶ 機関則第72条第3号、第78条第7号及び第81条第1項

) 利害関係者の関与について

登録機関は、利害関係者に支配されていないことについて、法に定める 登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が株式会社である場合は、法別表第5に掲げる利害関係者がその親法人となっていないか。

登録機関が法人である場合であって、登録の申請、直近の登録の更新申請又は役員の選任及び解任の届出に添付した役員の経歴に相違がある場合は、登録機関が、法第41条第1項第3号ロ及び八のいずれにも該当していないか。

登録機関が個人である場合であって、登録の申請又は直近の登録の 更新申請に添付した履歴書に相違がある場合は、登録機関が、法第 41条第1項第3号八に該当していないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第3号及び別表第5
- ▶ 機関則第72条第1号ロ及び二又は第2号イ及び八並びに第82条

) 財務状況について

登録機関は、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

直近の財務諸表等に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務 超過の状態になっていないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第1項第4号
- ▶ 機関則第72条第1号ホ又は第2号二

第3節 濃度確認の義務等

登録機関には、法に基づき、濃度確認を公正に行うことを義務付けている。 また、登録機関において濃度確認業務が公正かつ適正に行われるよう、濃度確認業務規程に、濃度確認の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び濃度確認業務規程に定める業務の実施方法に基づき濃度確認業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 濃度確認の実施方針に関すること

登録機関において濃度確認業務が公正かつ適正に行われるよう、濃度確認業務規程に、濃度確認の実施方針を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を 除き、遅滞なく、濃度確認を行っているか。

濃度確認を行うことを拒否するときは、濃度確認を求めた者に、拒否する旨及び拒否する理由を記載した文書を通知しているか。

検査項目 の「正当な理由」及び検査項目 の「拒否する理由」に ついては、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 法第41条の3第1項
- 機関則第75条及び第78条第3号

) 濃度確認員等の職務等及び濃度確認業務を行う組織に関すること

登録機関において濃度確認業務が公正かつ適正に行われるよう、濃度確認業務規程に、濃度確認員等の職務等及び濃度確認業務を行う組織を定

めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認員等の職務及び責任範囲並びに濃度確認業務を行う組織が、 濃度確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

機関則第78条第3号

) 濃度確認業務の実施方法について

登録機関において濃度確認業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に 濃度確認に当たって申請者から提出を求める申請書類の内容等を定め ている。また、濃度確認業務規程に、濃度確認業務の実施方法に関する 事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認に当たって、申請者から提出された申請書類について、申請書が法令に定めるところにより記載され、かつ、法令及び濃度確認業務規程に定める添付書類が含まれているか。

申請書及び添付書類の記載事項に疑義があり、当該書類のみでは、 濃度確認対象物が含まれる放射性同位元素の濃度の測定及び評価が 認可を受けた方法に従い行われたかどうか又は濃度確認対象物に含まれる放射性同位元素の濃度が法に定める基準を超えていないかど うかの判断ができないと認めるときは、法令及び濃度確認業務規程に定める対処を行っているか。

検査項目 の「法令及び濃度確認業務規程に定める対処」を行った 場合、当該対処が公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 規則第29条の3第3項
- 機関則第74条第1項及び第78条第3号

)濃度確認の確認項目等について

登録機関において濃度確認業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に 濃度確認の確認項目等を定めている。また、濃度確認業務規程に、濃度 確認業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法令及び濃度確認業務規程に定めるところにより、確認項目(法令に基づき確認する項目)及び確認手法(申請書、添付書類等の確認、 実地における確認及び記録確認)に基づく確認を行っているか。

(参照条文)

▶ 機関則第78条第3号

) 濃度確認結果報告書について

登録機関には、機関則に基づき、濃度確認の結果を原子力規制委員会に 報告することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認の結果が、濃度確認結果報告書に正確に記載されているか。 (参照条文)

機関則第74条第2項及び第78条第3号

第4節 濃度確認業務規程

登録機関には、法に基づき、濃度確認を公正に行うことを義務付けている。 また、登録機関において濃度確認業務が公正かつ適正に行われることに加 え、濃度確認の信頼性が確保されるように、濃度確認業務規程に、濃度確 認の信頼性を確保するための具体的な措置及び濃度確認に関する料金等 を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び濃度確認業務規程に基づき、濃度確認業務を公正かつ適正に行っていること及び濃度確認の信頼性を確保するための措置を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

なお、本節で定める検査項目からは、濃度確認業務規程の記載事項のうち、 濃度確認業務の実施方法及び濃度確認業務に関する秘密の保持のように、 他の節で検査項目を定めているものを除く。

)濃度確認業務を行う時間及び休日について

登録機関における濃度確認業務の実施状態を明らかにするため、濃度確認業務規程に、濃度確認業務を行う時間及び休日を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認業務を行う時間帯(休憩時間を含む。)及び休日は、濃度 確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

所定の業務時間帯以外又は休日に濃度確認業務を行う場合は、濃度 確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第78条第1号

) 濃度確認業務を行う場所について

登録機関における濃度確認業務の実施状態を明らかにするため、濃度確認業務規程に、濃度確認業務を行う場所を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認業務を行う事業所の所在地は、濃度確認業務規程に定める とおりとなっているか。

法令及び濃度確認業務規程に定めるところにより、濃度確認の申請 に係る事業所等において実地に行っているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第2項第4号
- 機関則第74条第1項第1号及び第78条第2号

) 濃度確認の信頼性を確保するための措置について

登録機関における濃度確認の信頼性を確保するため、濃度確認業務規程 に、継続的に濃度確認業務の品質を維持し、改善するための体制、方法 等を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認業務規程に定める濃度確認業務の品質管理の基本方針に基づき、濃度確認業務が行われているか。

濃度確認業務規程に定めるところにより、濃度確認業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。

- (1) 濃度確認業務の改善を行う者の職務及び組織が、濃度確認業務 規程に定めるとおりとなっているか。
- (2) 濃度確認業務規程に定めるところにより、濃度確認業務の改善について記録されているか。

濃度確認業務規程に定めるところにより、濃度確認業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上がなされているか。

濃度確認業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する措置がなされているか。

(参照条文)

▶ 機関則第78条第4号

) 濃度確認に関する手数料の額及びその収納方法について

登録機関における濃度確認の公正性を確保するため、濃度確認業務規程 に、手数料の額及び具体的な支払方法を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

手数料の額は、濃度確認業務規程に定めるところと相違がないか。 手数料の額の設定根拠(算出根拠)について、濃度確認業務規程に 定めるところと相違がないか。

公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、手数料の額の妥当性 の検証、設定根拠(算出根拠)の公開、濃度確認業務に係る収入額 及び支出額の内訳を記載した書類(支出明細書等)の公開等がなさ れているか。

濃度確認業務規程に定めるところにより、手数料の請求及び受領を 行っているか。

濃度確認業務規程に定めるところにより、手数料の返還が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第78条第5号

) 濃度確認証の交付について

登録機関が濃度確認業務を公正かつ適正に実施するため、濃度確認業務 規程に、濃度確認証の交付に関する具体的な事項を定めることとしてい る。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認の基準が、濃度確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

濃度確認証の交付(再交付を含む。)の内容及びその方法が、濃度確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

濃度確認業務規程に定めるところにより、濃度確認の結果を速やかに原子力規制庁担当部署に報告しているか。

(参照条文)

▶ 機関則第78条第6号

) 濃度確認員等の配置等について

登録機関が濃度確認を公正かつ適正に実施するため、濃度確認業務規程に、濃度確認員等の配置等に関する事項を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認業務規程に定めるところにより、濃度確認員等を配置しているか。

濃度確認業務規程に定める解任の基準に基づき、濃度確認員等を解任しているか。

(参照条文)

機関則第78条第7号

) その他濃度確認業務の実施に関し必要な事項について

登録機関が濃度確認業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第78条第1号から第10号までに掲げる濃度確認業務規程の記載事項に加えて記載すべきことがあれば、濃度確認業務規程に、登録機関の実態に応じた事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認業務規程に定めるその他濃度確認業務の実施に関し必要な 事項について、濃度確認業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文) ▶ 機関則第78条第11号

第5節 財務諸表等

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求への対応等を義務付けている。

本節では、登録機関が法令及び濃度確認業務規程に基づき、財務諸表等の 備付け及び閲覧等請求への対応等を確実に行っていることを確認するた めの検査項目を定める。

) 財務諸表等の備付けについて

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法及び濃度確認業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成 され、5年度分、事務所に備え置かれているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第1項
- ▶ 機関則第78条第10号
- e 文書規則第3条及び第4条

) 財務諸表等の閲覧等について

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。

利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合に は、濃度確認業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び濃度 確認業務規程に定めるとおり、閲覧等の請求に対応しているか。

利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第2項
- 機関則第78条第10号及び第80条
- ▶ e 文書規則第8条から第12条まで

第6節 秘密保持義務等

登録機関が、濃度確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、濃度確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けている。また、濃度確認業務規程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。

本節では、登録機関が法及び濃度確認業務規程に基づき、秘密の保持を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

登録機関が、濃度確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、濃度確認業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

秘密として扱っている情報が、濃度確認業務規程に定める秘密情報 の定義に合致しているか。

秘密情報を取り扱う者が、法及び濃度確認業務規程に定める範囲となっているか。

(参照条文)

- 法第41条の9第1項
- 機関則第78条第8号

) 秘密を保持するための措置について

登録機関が、濃度確認業務において取り扱う情報には、申請者等の秘密情報が含まれる場合があることから、濃度確認業務規程に、当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の 取得、利用、管理等が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第78条第8号

第7節 帳簿

登録機関には、法に基づき、濃度確認業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。また、登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、濃度確認業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び濃度確認業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

)帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

登録機関には、法に基づき、濃度確認業務に関する帳簿を備え、必要な 事項を記載し、保存することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

帳簿に法令で定める事項が記載され、かつ、濃度確認業務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。

帳簿及び書類が法令及び濃度確認業務規程に定める期間保存されているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の13
- ▶ 機関則第78条第9号及び第83条
- ▶ e 文書規則第3条から第7条まで

) 帳簿及び書類の管理について

登録機関が作成し、一定期間保存する帳簿及び書類には、申請者の個人情報等が含まれることから、濃度確認業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

濃度確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理が行われているか。

濃度確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理が行われているか。

濃度確認業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的方法による記録についての保管、廃棄等の管理が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第78条第9号

第6章 登録試験機関関係

第1節 手続

登録試験機関(以下この章において「登録機関」という。)には、法及び機関則に基づき、試験業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けている。また、登録事項を変更しようとするとき又は試験委員を選任し若しくは変更したときには、原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法第41条の30によって読み替えて準用する第40条、第41条第2項、第41条の2及び第41条の4から第41条の14までにおいて登録機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

) 試験業務規程の変更認可の申請について

登録機関には、試験業務規程を変更しようとするときは、原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験業務規程について、認可を受けた試験業務規程の内容と相違が ないか。

(参照条文)

- 法第41条の5第1項後段
- 機関則第91条第2項

) 登録事項の変更について

登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項目における検査項目は、以下のとおりである。

登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う試験業務の内容並びに登録を受けた者が試験業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。

(参照条文)

▶ 法第41条第2項第2号から第5号まで及び第41条の4

▶ 機関則第90条及び第92条第2号

) 試験委員の選任及び変更について

登録機関には、試験委員の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験委員について、原子力規制委員会に届け出た試験委員と相違が ないか。

試験委員の担当する試験の課目について、原子力規制委員会に届け 出た課目と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条の28第2項及び第41条の8第1項
- 機関則第92条第9号及び第95条

第2節 登録の要件等

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、 法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。

本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していない こと及び法に定める試験委員の条件等の登録の要件に適合していること を確認するための検査項目を定める。

) 欠格条項について

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任 及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項に おける検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が法人である場合は、試験業務を行う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- ▶ 法第40条第3号
- ▶ 機関則第86条第1号八

) 試験の種類に応じた課目について

登録機関は、試験の種類に応じて法に定める課目について試験を行うことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

規則別表第2の上欄に掲げる試験の種類に応じ同表下欄に掲げる課目について、試験を行っているか。

(参照条文)

- 法第35条第7項及び第41条の28第1号
- 規則第31条の2及び別表第2

) 試験委員の条件について

登録機関は、試験委員について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験委員は、法に定める条件及び試験業務規程に定める選任の基準 を満たしているか。

試験委員の条件が法第41条の28第2号八の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が試験業務規程に明記され、かつ、試験業務規程に定める当該基準を満たしているか。問題の作成及び受験者が放射線取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定を行う試験委員の人数が20名以上であるか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の8第3項及び第41条の28第2号
- 機関則第86条第4号、第92条第9号及び第95条第1項

) 試験業務の信頼性の確保のための専任の管理者等について

登録機関は、試験業務の信頼性の確保のための専任の管理者等を置くことが登録の要件とされている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

機関則第86条第5号の書類に基づき、試験業務の信頼性の確保の ための専任の管理者及び試験業務の管理を行う専任の部門が置かれ ているか。

専任の管理者が、試験業務の信頼性の確保のための措置を講じてい

るか。

専任の部門が、試験業務の管理を行っているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の28第3号
- ▶ 機関則第86条第5号

)財務状況について

登録機関は、法に基づき、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

直近の財務諸表等に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務 超過の状態になっていないか。

(参照条文)

- 法第41条の28第4号
- ▶ 機関則第86条第1号二又は第2号八

第3節 試験の実施に係る義務

登録機関には、法に基づき、試験を公正に行うことを義務付けている。また、登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われるよう、試験業務 規程に、試験の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な 実施方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び試験業務規程に定める業務の実施方法に基づき、試験業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 試験の実施方針に関すること

登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われるよう、試験業務規程に、試験の実施方針等を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。なお、以下の検査項目に加えて、試験業務規程に定める試験の実施方針に基づき試験業務を公正かつ適正に行っているかについては、他の検査項目の検査結果を踏まえて、総合的に検査する。

法令及び試験業務規程に定めるところにより、試験に備えるための 講義、講習、公開模擬学力試験その他の学力の教授に関する業務を 実施していないか。

(参照条文)

▶ 機関則第88条第5号及び第92条第3号

) 試験委員等の職務等及び試験業務を行う組織に関すること

登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われるよう、試験業務規程に、試験委員等の職務等及び試験業務の信頼性を確保するための専任の管理部門並びに試験業務を行う組織を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験委員、試験業務の信頼性を確保するための専任の管理者、試験業務に携わる役員及び職員の職務と責任範囲並びに試験業務を行う組織(試験業務の管理を行う専任の部門を含む。)が、法及び試験業務規程に定めるとおりとなっているか。

試験の問題の作成並びに試験を受けようとする者が放射線取扱主任者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定を試験委員が行うに当たって、必要な事項を審議するための会議体を設けている場合には、その位置付け、審議事項の範囲及び構成員が試験業務規程に定めるとおりとなっているか。また、会議体の審議内容等は、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 法第41条の28第2号及び第3号並びに第41条の29第1項
- 機関則第86条第5号、第88条第2号及び第92条第3号

) 試験の実施回数について

登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に登録機関が実施すべき試験の回数を定めている。また、試験業務規程に、試験業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験の実施回数は、法令及び試験業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 規則第34条

▶ 機関則第92条第3号

) 試験の種類ごとの課目について

登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に登録機関が実施すべき試験の種類ごとの課目を定めている。また、試験業務規程に、試験業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験の課目は、法令及び試験業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- ▶ 法第35条第7項
- ▶ 規則第31条の2及び別表第2
- ▶ 機関則第92条第3号

) 試験を実施する日時、場所等の連絡について

登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われるよう、試験業務規程に、試験を実施する日時、場所等試験を実施するに当たって、必要な事項を原子力規制委員会に連絡する旨を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験業務規程に定めるところにより、試験を実施する日時、場所その他試験を実施するに当たって必要な事項を原子力規制委員会に連絡しているか。

(参照条文)

▶ 機関則第92条第3号

) 試験結果報告書について

登録機関には、機関則に基づき、試験の結果を原子力規制委員会に報告することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験の種類別に、試験の結果が試験結果報告書に正確に記載されているか。

(参照条文)

機関則第89条及び第92条第3号

第4節 試験業務規程

登録機関には、法に基づき、試験を公正に行うことを義務付けている。また、登録機関において試験業務が公正かつ適正に行われることに加え、試験業務の信頼性が確保されるように、試験業務規程に、試験業務の信頼性を確保するための具体的な措置及び試験に関する料金等を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び試験業務規程に基づき、試験業務を公正かつ適正に行っていること及び試験業務の信頼性を確保するための措置を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

なお、本節で定める検査項目からは、試験業務規程の記載事項のうち、試験業務の実施方法及び試験業務に関する秘密の保持のように、他の節で検査項目を定めているものを除く。

) 試験業務を行う時間及び休日について

登録機関における試験業務の実施状態を明らかにするため、試験業務規程に、試験業務を行う時間及び休日を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験業務を行う時間帯 (休憩時間を含む。)及び休日は、試験業務 規程に定めるとおりとなっているか。

所定の業務時間帯以外又は休日に試験業務を行う場合は、試験業務 規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

機関則第92条第1号

) 試験業務を行う場所及び試験地について

登録機関における試験業務の実施状態を明らかにするため、試験業務規程に、試験業務を行う場所、試験地等を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験業務を行う事業所の所在地及び試験地は、試験業務規程に定めるとおりとなっているか。

試験業務規程に定めるところにより、試験地を選定しているか。また、試験地の選定方法は、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第2項第4号
- ▶ 機関則第92条第2号

) 試験業務の信頼性を確保するための措置について

登録機関における試験業務の信頼性を確保するため、試験業務規程に、 試験業務の管理に関する文書を作成すること、試験業務の管理を行う専 任の部門を置き、継続的に試験業務の品質を維持し、改善すること及び 試験に関する不正行為を防止するための措置を講じること等を定める こととしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験業務規程に定める試験業務の品質管理の基本方針に基づき、試験業務が行われているか。

法令及び試験業務規程に定めるところにより、試験業務の管理(試験に関する秘密の保持及び試験の合格の基準に関することを含む。) に関する文書が作成され、かつ、当該文書に基づき試験業務の管理 が行われているか。

試験業務規程に定めるところにより、試験業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。

- (1) 試験問題が法に定める試験の目的と相違がないこと並びに公正 及び適正な内容であることについての検証が行われ、かつ、その 検証の結果が試験にフィードバックされているか。
- (2) 試験業務の改善を行う者の職務及び組織(試験業務の管理を行う専任の部門を含む。)が、試験業務規程に定めるとおりとなっているか。
- (3) 試験業務規程に定めるところにより、試験業務の改善について記録されているか。

試験業務規程に定めるところにより、試験業務上必要な知識の習得及び教育訓練並びに力量の維持向上がなされているか。

試験業務規程に定める不正行為の定義に基づき、試験業務規程に定める試験に関する不正行為を防止するための措置を講じているか。 また、不正行為の定義及び不正行為を防止するための措置は、公正 性の観点で不適当なものとなっていないか。

試験業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する措置がなされているか。

(参照条文)

- 法第41条の29第1項
- ▶ 機関則第88条第1号から第3号まで及び第92条第4号

) 試験の受験の申込みについて

登録機関が試験業務を公正かつ適正に実施するため、試験業務規程に、 試験を受けようとする者による試験の申込みに関する具体的な手続を 定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法令及び試験業務規程に定めるところにより、試験を受けようとする者から放射線取扱主任者試験受験申込書及び試験を受けようとする者の写真の提出を受け、かつ、それらの内容を確認しているか。 試験業務規程に定めるところにより受験案内を作成し、かつ、試験業務規程に定めるところにより受験案内及び受験申込書を配布しているか。

試験業務規程に定めるところにより、受験申込者への受験票の送付(再送付を含む。)を行っているか。

(参照条文)

- ▶ 法第35条第9項
- ▶ 規則第35条
- 機関則第92条第5号

) 試験の受験手数料の額及びその収納方法について

登録機関における試験の公正性を確保するため、試験業務規程に、受験 手数料の額及び具体的な支払方法を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

受験手数料の額は、試験業務規程に定めるところと相違がないか。 受験手数料の額の設定根拠(算出根拠)について、試験業務規程に 定めるところと相違がないか。

公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、受験手数料の額の妥 当性の検証、設定根拠(算出根拠)の公開、試験業務に係る収入額 及び支出額の内訳を記載した書類(支出明細書等)の公開等がなされているか。

試験業務規程に定めるところにより、受験手数料の請求及び受領を行っているか。

試験業務規程に定めるところにより、受験手数料の返還が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第92条第6号

) 試験の問題の作成及び試験の合否判定の方法について

登録機関が試験の問題の作成を公正かつ適正に実施し、かつ、試験の合 否判定を公正に実施するため、試験業務規程に、これらの具体的な方法 を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験の問題作成及び試験の合否判定を行う組織並びに試験委員の職務が、試験業務規程に定めるとおりとなっているか。

試験の問題作成並びに試験の合否判定の方針、基準及び方法が、試験業務規程に定めるとおりとなっているか。また、その内容は、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

試験を受験しなかった者及び不合格となった者に対して、試験業務 規程に定めるとおりに対応しているか。また、その対応は、公正性 の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

- 法第41条の28第2号
- ▶ 機関則第92条第7号

)終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表について

登録機関が終了した試験の問題及び試験の合格基準の公表を公正かつ 適正に実施するため、試験業務規程に、これらの具体的な方法を定める こととしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験業務規程に定めるところにより、終了した試験の問題及び試験 の合格基準を公表しているか。

(参照条文)

- 法第41条の29第1項
- ▶ 機関則第88条第4号及び機関則第92条第8号

) 試験委員の配置等について

登録機関が試験業務を公正かつ適正に実施するため、試験業務規程に、 試験の課目ごとの試験委員の配置等に関する事項を定めることとして いる。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法及び試験業務規程に定めるところにより試験委員の人数を確保し、かつ、試験業務規程に定めるところにより試験の課目ごとに試験委員を配置しているか。

試験業務規程に定める解任の基準に基づき、試験委員を解任しているか。

(参照条文)

法第41条の28第2号及び第92条第9号

) 不正受験者の処分に関する事項

登録機関が試験業務を公正かつ適正に実施するため、試験業務規程に、 不正受験者に対する具体的な処分内容等を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験業務規程に定める不正受験の定義に基づき、不正受験者への処分を行っているか。

不正受験者への処分内容は、試験業務規程に定めるとおりとなっているか。

不正受験の定義及び不正受験者への処分内容は、公正性の観点で不適当なものとなっていないか。

(参照条文)

▶ 機関則第92条第11号

) その他試験業務の実施に関し必要な事項について

登録機関が試験業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第92条第1号から第13号までに掲げる記載事項に加えて記載すべきことがあれば、試験業務規程に、登録機関の実態に応じた事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験業務規程に定めるその他試験業務の実施に関し必要な事項について、試験業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第92条第14号

第5節 財務諸表等

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求への対応等を義務付けている。

本節では、登録機関が法令及び試験業務規程に基づき、財務諸表等の備付け及び閲覧等請求への対応等を確実に行っていることを確認するための 検査項目を定める。

) 財務諸表等の備付けについて

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法及び試験業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成され、 5年度分、事務所に備え置かれているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第1項
- ▶ 機関則第92条第13号
- e 文書規則第3条及び第4条

) 財務諸表等の閲覧等について

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを

義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。

利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合に は、試験業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び試験業務 規程に定めるとおり、閲覧等の請求に対応しているか。

利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第2項
- ▶ 機関則第92条第13号及び第94条
- e 文書規則第8条から第12条まで

第6節 秘密保持義務等

登録機関が、試験業務において取り扱う情報には、試験を受けようとする 者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づ き、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付け ている。また、登録機関が法に基づき、秘密を保持するため、試験業務規 程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。 本節では、登録機関が法及び試験業務規程に基づき、秘密の保持を確実に 行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

登録機関が、試験業務において取り扱う情報には、試験を受けようとする者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、試験業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

秘密として扱っている情報が、試験業務規程に定める秘密情報の定義に合致しているか。

秘密情報を取り扱う者が、法及び試験業務規程に定める範囲となっているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の9第1項
- ▶ 機関則第92条第10号

) 秘密を保持するための措置について

登録機関が、試験業務において取り扱う情報には、試験を受けようとする者等の秘密情報が含まれる場合があることから、試験業務規程に、当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の取得、 利用、管理等が行われているか。

(参照条文)

機関則第92条第10号

第7節 帳簿

登録機関には、法に基づき、試験業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。また、登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、試験を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、試験業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び試験業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検 査項目を定める。

) 帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

登録機関には、法に基づき、試験業務に関する帳簿を備え、必要な事項 を記載し、保存することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

帳簿に法令で定める事項が記載され、かつ、試験業務を行う事業所 ごとに作成して備え付けられているか。

帳簿及び書類が法令及び試験業務規程に定める期間保存されているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の13
- ▶ 機関則第92条第12号及び第96条
- ▶ e 文書規則第3条から第7条まで

)帳簿及び書類の管理について

登録機関が作成し、一定期間保存する帳簿及び書類には、試験を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、試験業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

試験業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の保管、 廃棄等の管理が行われているか。

試験業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理が行われているか。

試験業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的方法による記録についての保管、廃棄等の管理が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第92条第12号

第7章 登録資格講習機関関係

第1節 手続

登録資格講習機関(以下この章において「登録機関」という。)には、法及び機関則に基づき、資格講習業務規程を変更しようとするときには原子力規制委員会の認可を受けることを義務付けている。また、登録事項を変更しようとするとき又は講師を選任し若しくは変更したときには、原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法第41条の34によって読み替えて準用する第40条、第41条第2項、第41条の2及び第41条の4から第41条の14までにおいて登録機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

) 資格講習業務規程の変更認可の申請について

登録機関には、資格講習業務規程を変更しようとするときは、原子力規 制委員会の認可を受けることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習業務規程について、認可を受けた資格講習業務規程の内容 と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条の5第1項後段
- 機関則第103条第2項

) 登録事項の変更について

登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項目における検査項目は、以下のとおりである。

登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う資格講習業務の内容並びに登録を受けた者が資格講習業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。

(参照条文)

▶ 法第41条第2項第2号から第5号まで及び第41条の4

機関則第102条及び第104条第2号

)講師の選任及び変更について

登録機関には、講師の選任及び変更について原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習を行う講師について、原子力規制委員会に届け出た講師と 相違がないか。

講師の担当する資格講習の課目について、原子力規制委員会に届け 出た課目と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の32第2号及び第41条の8第1項
- 機関則第104条第9号及び第107条

第2節 登録の要件等

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、 法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。

本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していない こと及び法に定める講師の条件等の登録の要件に適合していることを確 認するための検査項目を定める。

) 欠格条項について

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任 及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項に おける検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が法人である場合は、資格講習業務を行う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- ▶ 法第40条第3号
- ▶ 機関則第99条第1号八

) 資格講習の種類に応じた課目について

登録機関は、資格講習の種類に応じて法に定める課目について資格講習を行うことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

規則別表第3の上欄に掲げる資格講習の種類に応じ同表下欄に掲げる課目について、資格講習を行っているか。

(参照条文)

- ▶ 法第35条第8項及び第41条の32第1号
- 規則第31条の3及び別表第3

) 講師の条件について

登録機関は、資格講習を行う講師について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習を行う講師は、法に定める条件及び資格講習業務規程に定める選任の基準を満たしているか。

講師の条件が法第41条の32第2号口の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が資格講習業務規程に明記され、かつ、資格講習業務規程に定める当該基準を満たしているか。

(参照条文)

- 法第41条の8第3項及び第41条の32第2号
- 機関則第99条第5号、第104条第9号及び第107条第1項

)財務状況について

登録機関は、法に基づき債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

直近の財務諸表等に基づいて財務状況を確認し、登録機関が、債務 超過の状態になっていないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の32第3号
- ▶ 機関則第99条第1号二又は第2号八

第3節 資格講習の実施に係る義務

登録機関には、法に基づき、資格講習を公正に行うことを義務付けている。 また、登録機関において資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、資 格講習業務規程に、資格講習の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織 並びに具体的な実施方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び資格講習業務規程に定める業務の実施方法 に基づき資格講習業務を公正かつ適正に行っていることを確認するため の検査項目を定める。

) 資格講習の実施方針に関すること

登録機関において資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、資格講習業務規程に、資格講習の実施方針を定めることとしている。

登録機関が資格講習業務規程に定める資格講習の実施方針に基づき資格講習業務を公正かつ適正に行っているかについては、他の検査項目の検査結果を踏まえて、総合的に検査する。

) 講師等の職務等及び資格講習業務を行う組織に関すること

登録機関において資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、資格講習業務規程に、講師等の職務等及び資格講習業務を行う組織を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

講師等の職務及び責任範囲並びに資格講習業務を行う組織が、資格 講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

機関則第104条第3号

) 資格講習の種類ごとの課目及び課目に応じた時間数について

登録機関において資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に 登録機関が実施すべき資格講習の種類ごとの課目及び課目に応じた時 間数を定めている。また、資格講習業務規程に、資格講習業務の実施方 法に関する事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習の課目及び課目に応じた時間数は、法令及び資格講習業務 規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- ▶ 法第35条第8項及び第9項
- 規則第31条の3、第35条の8及び別表第3
- ▶ 機関則第104条第3号
- ▶ 放射線取扱主任者に係る講習の時間数等を定める告示(平成17年 文部科学省告示第95号。以下「講習時間数告示」という。)第2条

) 資格講習に用いる教材について

登録機関において資格講習業務が公正かつ適正に行われるよう、資格講習業務規程に、資格講習に用いる教材の作成及び定期的な見直しの方法を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習に用いる教材の 作成及び定期的な見直しが行われているか。

資格講習に用いる教材が資格講習業務規程に定める資格講習の目的と相違がないこと並びに公正及び適正な内容であることについての検証が行われ、かつ、その検証の結果が資格講習の教材の作成及び見直しにフィードバックされているか。

(参照条文)

▶ 機関則第104条第3号

) 資格講習結果報告書について

登録機関には、機関則に基づき、資格講習の結果を原子力規制委員会に 報告することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習の種類別に、資格講習の結果が資格講習結果報告書に正確 に記載されているか。

(参照条文)

機関則第101条及び第104条第3号

第4節 資格講習業務規程

登録機関には、法に基づき、資格講習を公正に行うことを義務付けている。 また、登録機関において資格講習業務が公正かつ適正に行われることに加 え、資格講習業務の信頼性が確保されるように、資格講習業務規程に、資 格講習業務の信頼性を確保するための具体的な措置及び資格講習に関す る料金等を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び資格講習業務規程に基づき、資格講習業務を公正かつ適正に行っていること及び資格講習業務の信頼性を確保するための措置を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、本節で定める検査項目からは、資格講習業務規程の記載事項のうち、資格講習業務の実施方法及び資格講習業務に関する秘密の保持のように、他の節で検査項目を定めているものを除く。

) 資格講習業務を行う時間及び休日について

登録機関における資格講習業務の実施状態を明らかにするため、資格講習業務規程に、資格講習業務を行う時間及び休日を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習業務を行う時間帯(休憩時間を含む。)及び休日は、資格 講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

所定の業務時間帯以外又は休日に資格講習業務を行う場合は、資格 講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第104条第1号

) 資格講習業務を行う場所及び資格講習の実施場所について

登録機関における資格講習業務の実施状態を明らかにするため、資格講習業務規程に、資格講習業務を行う場所を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習業務を行う事業所の所在地及び資格講習の実施場所は、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 法第41条第2項第4号

▶ 機関則第104条第2号

) 資格講習業務の信頼性を確保するための措置について

登録機関における資格講習業務の信頼性を確保するため、資格講習業務 規程に、継続的に資格講習業務の品質を維持し、改善するための体制、 方法等を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習業務規程に定める資格講習業務の品質管理の基本方針に基づき、資格講習業務が行われているか。

資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。

- (1) 資格講習業務の改善を行う者の職務及び組織が、資格講習業務 規程に定めるとおりとなっているか。
- (2) 資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習業務の改善について記録されているか。

資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習業務上必要な知識の習得及び力量の維持向上がなされているか。

資格講習業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する措置がなされているか。

(参照条文)

▶ 機関則第104条第4号

) 資格講習の受講の申込みについて

登録機関が資格講習業務を公正かつ適正に実施するため、資格講習業務 規程に、資格講習を受けようとする者による資格講習の申込みに関する 具体的な手続を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法令及び資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習を受けようとする者から放射線取扱主任者講習受講申込書及び添付書類の 提出を受け、かつ、それらの内容を確認しているか。

資格講習業務規程に定めるところにより、受講申込者への受講票の 送付(再送付を含む。)を行っているか。

受講申込者の定員は、資格講習業務規程に定めるとおりとなってい

るか。

(参照条文)

- 法第35条第9項
- 規則第35条の5第2項
- ▶ 機関則第104条第5号

)資格講習の受講手数料の額及びその収納方法について

登録機関における資格講習の公正性を確保するため、資格講習業務規程 に、受講手数料の額及び具体的な支払方法を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

受講手数料の額は、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

受講手数料の額の設定根拠(算出根拠)について、資格講習業務規程に定めるところと相違がないか。

公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、受講手数料の額の妥当性の検証、設定根拠(算出根拠)の公開、資格講習業務に係る収入額及び支出額の内訳を記載した書類(支出明細書等)の公開等がなされているか。

資格講習業務規程に定めるところにより、受講手数料の請求及び受 領を行っているか。

資格講習業務規程に定めるところにより、受講手数料の返還が行われているか。

(参照条文)

機関則第104条第6号

) 資格講習に用いる施設及び機械、器具その他の設備について

登録機関が資格講習業務を公正かつ適正に実施するため、資格講習業務 規程に、資格講習に用いる施設及び機械、器具その他の設備の内容並び にこれらの維持及び管理に関する具体的な事項を定めることとしてい る。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習に用いる放射線施設は、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。また、機関則第99条第4号の書類と相違がないか。

資格講習に用いる機械、器具その他の設備(放射線測定器を含む。)の種類及び台数(個数)は、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。また、機関則第99条第4号の書類と相違がないか。 資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習に用いる施設及び機械、器具その他の設備(放射線測定器を含む。)を維持及び管理しているか。

(参照条文)

機関則第99条第4号及び第104条第7号

) 資格講習の講習修了証の交付について

登録機関が資格講習の講習修了証の交付を公正かつ適正に実施するため、資格講習業務規程に、講習修了証の交付に関する具体的な事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習の修了については、資格講習業務規程に定めるとおりの要件となっているか。なお、この検査項目には、以下を含む。

- (1) 資格講習業務規程に定めるところにより、資格講習の履修状況 の確認(実務に関する課目にあっては、実習レポートの提出確認 及び評価を含む。)を行っているか。
- (2) 修了試験(受験資格、試験の実施方法、試験問題の作成方法及び 試験の合否判定の基準を含む。)は、資格講習業務規程に定める とおりに行われているか。

所定の講習を受講しなかった者及び修了試験で不合格となった者に対して、資格講習業務規程に定めるとおりに対応しているか。

講習修了証の交付の内容及びその方法が、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

講習修了証の再交付の内容及びその方法(講習を修了した者であることの確認の方法及び再交付に係る手数料を含む。)が、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- ▶ 法第35条第9項
- 規則第35条の6、第35条の7第3項及び第4項並びに第35条の8
- 機関則第104条第8号
- ▶ 講習時間数告示第3条

)講師の解任について

登録機関が資格講習業務を公正かつ適正に実施するため、資格講習業務 規程に、講師の解任の基準等を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習業務規程に定める解任の基準に基づき、講師を解任しているか。

(参照条文)

機関則第104条第9号

) その他資格講習業務の実施に関し必要な事項について

登録機関における資格講習業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第104条第1号から第12号までに掲げる資格講習業務規程の記載事項に加えて記載すべきことがあれば、資格講習業務規程に、登録機関の実態に応じた事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習業務規程に定めるその他資格講習業務の実施に関し必要な 事項について、資格講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第104条第13号

第5節 財務諸表等

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求への対応等を義務付けている。

本節では、登録機関が法令及び資格講習業務規程に基づき、財務諸表等の 備付け及び閲覧等請求への対応等を確実に行っていることを確認するた めの検査項目を定める。

) 財務諸表等の備付けについて

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件として

いることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法及び資格講習業務規程に定めるところにより、財務諸表等が作成され、5年度分、事務所に備え置かれているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第1項
- ▶ 機関則第104条第12号
- ▶ e 文書規則第3条及び第4条

) 財務諸表等の閲覧等について

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。

利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合に は、資格講習業務規程に定める業務時間内はいつでも、法及び資格 講習業務規程に定めるとおり、閲覧等の請求に対応しているか。

利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第2項
- 機関則第104条第12号及び第106条
- ▶ e 文書規則第8条から第12条まで

第6節 秘密保持義務等

登録機関が、資格講習業務において取り扱う情報には、資格講習を受けようとする者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、

法に基づき、資格講習業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けている。また、資格講習業務規程に、当該秘密を保持するための具体的な措置を定めることとしている。

本節では、登録機関が法及び資格講習業務規程に基づき、秘密の保持を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 秘密情報の定義及びそれを取り扱う者について

登録機関が、資格講習業務において取り扱う情報には、資格講習を受けようとする者等の秘密情報が含まれる場合があることから、登録機関には、法に基づき、資格講習業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

秘密として扱っている情報が、資格講習業務規程に定める秘密情報 の定義に合致しているか。

秘密情報を取り扱う者が、法及び資格講習業務規程に定める範囲となっているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の9第1項
- 機関則第104条第10号

) 秘密を保持するための措置について

登録機関が、資格講習業務において取り扱う情報には、資格講習を受けようとする者等の秘密情報が含まれる場合があることから、資格講習業務規程に、当該秘密を保持するために必要となる具体的な措置を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習業務規程に定める具体的な措置内容に基づき、秘密情報の 取得、利用、管理等が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第104条第10号

第7節 帳簿

登録機関には、法に基づき、資格講習業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。また、登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、資格講習を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、資格講習業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び資格講習業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

)帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

登録機関には、法に基づき、資格講習業務に関する帳簿を備え、必要な 事項を記載し、保存することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

帳簿に法令で定める事項が記載され、かつ、資格講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。

帳簿及び書類が法令及び資格講習業務規程に定める期間保存されているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の13
- 機関則第104条第11号及び第108条
- ▶ e 文書規則第3条から第7条まで

) 帳簿及び書類の管理について

登録機関が作成し、一定期間保存する帳簿及び書類には、資格講習を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、資格講習業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

資格講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿及び書類の 保管、廃棄等の管理が行われているか。

資格講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理が行われているか。

資格講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁的方法による記録についての保管、廃棄等の管理が行われているか。

(参照条文)

機関則第104条第11号

第8章 登録放射線取扱主任者定期講習機関関係

第1節 手続

登録放射線取扱主任者定期講習機関(以下この章において「登録機関」という。)には、法及び機関則に基づき、放射線取扱主任者定期講習業務規程を変更しようとするとき又は登録事項を変更しようとするときには、原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法においては、法第41条の40によって読み替えて準用する第40条、第41条第2項、第41条の2、第41条の4、第41条の7、第41条の10から第41条の13まで並びに第41条の14第2項及び第3項において登録機関に対する要求事項を規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

)放射線取扱主任者定期講習業務規程の変更届出について

登録機関には、放射線取扱主任者定期講習業務規程を変更しようとするときは、原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。本項における検査項目は、以下のとおりである。

放射線取扱主任者定期講習業務規程について、届け出た放射線取扱 主任者定期講習業務規程の内容と相違がないか。

(参照条文)

- 法第41条の38第1項後段
- 機関則第115条第2項

) 登録事項の変更について

登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項目における検査項目は、以下のとおりである。

登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う放射線取扱主任者定期講習業務の内容並びに登録を受けた者が放射線取扱主任者定期講習業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第2項第2号から第5号まで及び第41条の4
- 機関則第114条及び第116条第2号

第2節 登録の要件等

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、 法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。

本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していない こと及び法に定める講師の条件等の登録の要件に適合していることを確 認するための検査項目を定める。

) 欠格条項について

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任 及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項に おける検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が法人である場合は、放射線取扱主任者定期講習業務を行 う役員が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- ▶ 法第40条第3号
- ▶ 機関則第111条第1号八

)放射線取扱主任者定期講習の種類に応じた課目について

登録機関は、放射線取扱主任者定期講習の種類に応じて法に定める課目 について放射線取扱主任者定期講習を行うことについて、法に定める登 録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

規則別表第4の上欄に掲げる放射線取扱主任者定期講習の種類に応じ同表下欄に掲げる課目について、放射線取扱主任者定期講習を行っているか。

(参照条文)

法第36条の2第2項及び第41条の36第1号

規則第32条第4項及び別表第4

)講師の条件について

登録機関は、放射線取扱主任者定期講習を行う講師について、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

放射線取扱主任者定期講習を行う講師は、法に定める条件及び放射 線取扱主任者定期講習業務規程に定める選任の基準を満たしている か。

講師の条件が法第41条の36第2号口の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が放射線取扱主任者定期講習業務規程に明記され、かつ、放射線取扱主任者定期講習業務規程に定める当該基準を満たしているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の36第2号
- ▶ 機関則第111条第4号及び第116条第9号

) 財務状況について

登録機関は、法に基づき、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

直近の財務諸表等に基づき財務状況を確認し、登録機関が、債務超 過の状態になっていないか。

(参照条文)

- 法第41条の36第3号
- 機関則第111条第1号二又は第2号八

第3節 放射線取扱主任者定期講習の実施に係る義務

登録機関には、法に基づき、放射線取扱主任者定期講習を公正に行うこと を義務付けている。また、登録機関において放射線取扱主任者定期講習業 務が公正かつ適正に行われるよう、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、 放射線取扱主任者定期講習の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並 びに具体的な実施方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び放射線取扱主任者定期講習業務規程に定める業務の実施方法に基づき放射線取扱主任者定期講習業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

)放射線取扱主任者定期講習の実施方針に関すること

登録機関において放射線取扱主任者定期講習業務が公正かつ適正に行われるよう、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、放射線取扱主任者 定期講習の実施方針を定めることとしている。

登録機関が放射線取扱主任者定期講習業務規程に定める放射線取扱主任者定期講習の実施方針に基づき放射線取扱主任者定期講習業務を公正かつ適正に行っているかについては、他の検査項目の検査結果を踏まえて、総合的に検査する。

)講師等の職務等及び放射線取扱主任者定期講習業務を行う組織に関する こと

登録機関において放射線取扱主任者定期講習業務が公正かつ適正に行われるよう、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、講師等の職務等及び放射線取扱主任者定期講習業務を行う組織を定めることとしている。本項における検査項目は、以下のとおりである。

講師等の職務及び責任範囲並びに放射線取扱主任者定期講習業務を 行う組織が、放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるとおりと なっているか。

(参照条文)

機関則第116条第3号

)放射線取扱主任者定期講習の実施回数について

登録機関において放射線取扱主任者定期講習業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に登録機関が実施すべき放射線取扱主任者定期講習の回数を定めている。また、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、放射線取扱主任者定期講習業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。

放射線取扱主任者定期講習の実施回数は、法令及び放射線取扱主任 者定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 法第36条の2第3項
- ▶ 規則第32条第3項
- ▶ 機関則第116条第3号

)放射線取扱主任者定期講習の種類ごとの課目及び課目に応じた時間数に ついて

登録機関において放射線取扱主任者定期講習業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に登録機関が実施すべき放射線取扱主任者定期講習の種類ごとの課目及び課目に応じた時間数を定めている。また、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、放射線取扱主任者定期講習業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

放射線取扱主任者定期講習の課目及び課目に応じた時間数は、法令 及び放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるとおりとなってい るか。

(参照条文)

- 法第36条の2第2項及び第3項
- ▶ 規則第32条第4項及び第5項並びに別表第4
- ▶ 機関則第116条第3号
- ▶ 講習時間数告示第4条

)放射線取扱主任者定期講習結果報告書について

登録機関には、機関則に基づき、放射線取扱主任者定期講習の結果を原 子力規制委員会に報告することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

放射線取扱主任者定期講習の結果が、放射線取扱主任者定期講習結 果報告書に正確に記載されているか。

(参照条文)

機関則第113条及び第116条第3号

第4節 放射線取扱主任者定期講習業務規程

登録機関には、法に基づき、放射線取扱主任者定期講習を公正に行うことを義務付けている。また、登録機関において放射線取扱主任者定期講習業務が公正かつ適正に行われることに加え、放射線取扱主任者定期講習業務の信頼性が確保されるように、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、放射線取扱主任者定期講習業務の信頼性を確保するための具体的な措置及び放射線取扱主任者定期講習に関する料金等を定めることとしている。本節では、登録機関が法令及び放射線取扱主任者定期講習業務規程に基づき、放射線取扱主任者定期講習業務を公正かつ適正に行っていること及び

行っていることを確認するための検査項目を定める。 なお、本節で定める検査項目からは、放射線取扱主任者定期講習業務規程 の記載事項のうち、放射線取扱主任者定期講習業務の実施方法及び財務諸

放射線取扱主任者定期講習業務の信頼性を確保するための措置を確実に

)放射線取扱主任者定期講習業務を行う時間及び休日について

表等のように、他の節で検査項目を定めているものを除く。

登録機関における放射線取扱主任者定期講習業務の実施状態を明らかにするため、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、放射線取扱主任者 定期講習業務を行う時間及び休日を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

放射線取扱主任者定期講習業務を行う時間帯(休憩時間を含む。) 及び休日は、放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるとおりと なっているか。

所定の業務時間帯以外又は休日に放射線取扱主任者定期講習業務を 行う場合は、放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるとおりと なっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第116条第1号

)放射線取扱主任者定期講習業務を行う場所及び放射線取扱主任者定期講習の実施場所について

登録機関における放射線取扱主任者定期講習業務の実施状態を明らかにするため、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、放射線取扱主任者 定期講習業務を行う場所を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

放射線取扱主任者定期講習業務を行う事業所の所在地及び放射線取扱主任者定期講習の実施場所は、放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

こととしている。

- 法第41条第2項第4号
- 機関則第116条第2号
-)放射線取扱主任者定期講習業務の信頼性を確保するための措置について 登録機関における放射線取扱主任者定期講習業務の信頼性を確保する ため、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、継続的に放射線取扱主任 者定期講習業務の品質を維持し、改善するための体制、方法等を定める

本項における検査項目は、以下のとおりである。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定める放射線取扱主任者定期 講習業務の品質管理の基本方針に基づき、放射線取扱主任者定期講 習業務が行われているか。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるところにより、放射線 取扱主任者定期講習業務の改善が行われているか。なお、この検査 項目には、以下を含む。

- (1) 放射線取扱主任者定期講習業務の改善を行う者の職務及び組織が、放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。
- (2) 放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるところにより、放射線取扱主任者定期講習業務の改善について記録されているか。 放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるところにより、放射線 取扱主任者定期講習業務上必要な知識の習得及び力量の維持向上が なされているか。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるところにより、個人情報等の保護及び情報セキュリティに関する措置がなされているか。

(参照条文)

- 機関則第116条第4号
-)放射線取扱主任者定期講習の受講の申込みについて

登録機関が放射線取扱主任者定期講習業務を公正かつ適正に実施するため、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、放射線取扱主任者定期講習を受けようとする者による放射線取扱主任者定期講習の申込みに関する具体的な手続を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるところにより、放射線取扱主任者定期講習を受けようとする者から放射線取扱主任者定期講習の受講に係る申込書及び添付書類の提出を受け、かつ、それらの内容を確認しているか。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるところにより、受講申込者への受講票の送付(再送付を含む。)を行っているか。

受講申込者の定員は、放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第116条第5号

)放射線取扱主任者定期講習の受講手数料の額及びその収納方法について

登録機関における放射線取扱主任者定期講習の公正性を確保するため、 放射線取扱主任者定期講習業務規程に、受講手数料の額及び具体的な支 払方法を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

受講手数料の額は、放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めると ころと相違がないか。

受講手数料の額の設定根拠(算出根拠)について、放射線取扱主任 者定期講習業務規程に定めるところと相違がないか。

公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、受講手数料の額の妥当性の検証、設定根拠(算出根拠)の公開、放射線取扱主任者定期 講習業務に係る収入額及び支出額の内訳を記載した書類(支出明細 書等)の公開等がなされているか。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるところにより、受講手 数料の請求及び受領を行っているか。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるところにより、受講手 数料の返還が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第116条第6号

)放射線取扱主任者定期講習に用いる教材について

登録機関が放射線取扱主任者定期講習に用いる教材の作成等を公正かつ適正に実施するため、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、継続的に教材を見直す体制、方法等を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるところにより、放射線 取扱主任者定期講習に用いる教材を作成しているか。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるところにより、放射線 取扱主任者定期講習に用いる教材が定期的に見直されているか。な お、この検査項目には、以下を含む。

- (1) 放射線取扱主任者定期講習に用いる教材が法に定める放射線取扱主任者定期講習の目的と相違がないこと並びに公正及び適正な内容であることについての検証が行われ、かつ、その検証の結果が放射線取扱主任者定期講習の教材の作成及び見直しにフィードバックされているか。
- (2) 教材の見直しを行う者の職務及び組織が、放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。
- (3) 放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるところにより、教材の見直しについて記録されているか。

(参照条文)

▶ 機関則第116条第7号

)放射線取扱主任者定期講習の修了証の交付について

登録機関が放射線取扱主任者定期講習の修了証の交付を公正かつ適正 に実施するため、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、修了証の交付 に関する具体的な事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

放射線取扱主任者定期講習の修了については、放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるとおりの要件となっているか。

修了証の交付の内容及びその方法が、放射線取扱主任者定期講習業 務規程に定めるとおりとなっているか。

修了証の再交付の内容及びその方法(講習を修了した者であること

の確認の方法及び再交付に係る手数料を含む。)が、放射線取扱主任 者定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第116条第8号

) 講師の選任及び解任について

登録機関が放射線取扱主任者定期講習業務を公正かつ適正に実施する ため、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、講師の選任及び解任の手 順及び基準に関する具体的な事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定める手順及び基準により、 講師の選任及び解任を行っているか。

(参照条文)

機関則第116条第9号

) その他放射線取扱主任者定期講習業務の実施に関し必要な事項について

登録機関における放射線取扱主任者定期講習業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第116条第1号から第11号までに掲げる放射線取扱主任者定期講習業務規程の記載事項に加えて記載すべきことがあれば、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、登録機関の実態に応じた事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるその他放射線取扱主任 者定期講習業務の実施に関し必要な事項について、放射線取扱主任 者定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第116条第12号

第5節 財務諸表等

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求

への対応等を義務付けている。

本節では、登録機関が法令及び放射線取扱主任者定期講習業務規程に基づき、財務諸表等の備付け及び閲覧等請求への対応等を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

)財務諸表等の備付けについて

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法及び放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるところにより、 財務諸表等が作成され、5年度分、事務所に備え置かれているか。

- (参照条文) ▶ 法第41条の7第1項
- ▶ 機関則第116条第11号
- ▶ e 文書規則第3条及び第4条

) 財務諸表等の閲覧等について

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。

利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合に は、放射線取扱主任者定期講習業務規程に定める業務時間内はいつ でも、法及び放射線取扱主任者定期講習業務規程に定めるとおり、 閲覧等の請求に対応しているか。

利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

法第41条の7第2項

- ▶ 機関則第116条第11号及び第118条
- ▶ e 文書規則第8条から第12条まで

第6節 帳簿

登録機関には、法に基づき、放射線取扱主任者定期講習業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、放射線取扱主任者定期講習を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び放射線取扱主任者定期講習業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していること を確認するための検査項目を定める。

)帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

登録機関には、法に基づき、放射線取扱主任者定期講習業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

帳簿に法令で定める事項が記載され、かつ、放射線取扱主任者定期 講習業務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。 帳簿及び書類が法令及び放射線取扱主任者定期講習業務規程に定め

帳簿及び書類が広で及び放射線取扱主任有定期講首業で る期間保存されているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の13
- ▶ 機関則第116条第10号及び第119条
- e 文書規則第3条から第7条まで

)帳簿及び書類の管理について

登録機関が作成し、一定期間保存する帳簿及び書類には、放射線取扱主任者定期講習を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、放射線取扱主任者定期講習業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、 帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理が行われているか。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、 個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理が行われ ているか。

放射線取扱主任者定期講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、 電磁的方法による記録についての保管、廃棄等の管理が行われてい るか。

(参照条文)

▶ 機関則第116条第10号

第9章 登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関関係

第1節 手続

登録特定放射性同位元素防護管理者定期講習機関(以下この章において「登録機関」という。)には、法及び機関則に基づき、特定放射性同位元素防護管理者定期講習業務規程(以下この章において「防護管理者定期講習業務規程」という。)を変更しようとするとき又は登録事項を変更しようとするときには、原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。本節では、登録機関が、法及び機関則に基づきこれらの手続を適切に行っていることを確認するための検査項目を定める。なお、法においては、法第38条の3によって読み替えて準用する第36条から第38条までにおいて特定放射性同位元素防護管理者に対する要求事項を、法第41条の46によって読み替えて準用する第40条、第41条第2項、第41条の2、第41条の4、第41条の7、第41条の10から第41条の13まで並びに第41条の14第2項及び第3項において登録機関に対する要求事項をそれぞれ規定しているが、本章においては、準用する条項のみを記載する。

) 防護管理者定期講習業務規程の変更届出について

登録機関には、防護管理者定期講習業務規程を変更しようとするときは、 原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

防護管理者定期講習業務規程について、届け出た防護管理者定期講 習業務規程の内容と相違がないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の44第1項後段
- 機関則第126条第2項

) 登録事項の変更について

登録機関には、法第41条第2項第2号から第5号までに掲げる登録事項を変更しようとするときは原子力規制委員会に届け出ることを義務付けている。

本項目における検査項目は、以下のとおりである。

登録を受けた者の氏名又は名称及び住所、登録を受けた者が行う特 定放射性同位元素防護管理者定期講習業務(以下この章において「防 護管理者定期講習業務」という。)の内容並びに登録を受けた者が防 護管理者定期講習業務を行う事業所の所在地について、登録の申請、 直近の登録の更新申請又は登録事項の変更の届出の内容と相違がな いか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第2項第2号から第5号まで及び第41条の4
- 機関則第125条及び第127条第2号

第2節 登録の要件等

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。また、 法に定める登録の要件の全てに適合していなければならない。

本節では、登録機関が、法に定める欠格条項のいずれにも該当していない こと及び法に定める講師の条件等の登録の要件に適合していることを確 認するための検査項目を定める。

) 欠格条項について

登録機関は、法に定める欠格条項のいずれにも該当してはならない。 法第41条の2の規定に基づく登録の更新を除き、法令上、役員の選任 及び解任に伴う登録の見直しを行う旨は規定されていないため、本項に おける検査項目は、以下のとおりである。

登録機関が法人である場合は、防護管理者定期講習業務を行う役員 が法に定める欠格条項に抵触していないか。

(参照条文)

- ▶ 法第40条第3号
- ▶ 機関則第122条第1号八

) 特定放射性同位元素防護管理者定期講習の課目について

登録機関は、特定放射性同位元素防護管理者定期講習(以下この章において「防護管理者定期講習」という。)の法に定める課目について防護管理者定期講習を行うことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

規則第38条の7第4項に定める防護管理者定期講習の課目について、防護管理者定期講習を行っているか。

(参照条文)

- ▶ 法第36条の2第2項及び第41条の42第1号
- 規則第38条の7第4項

)講師の条件について

登録機関は、防護管理者定期講習を行う講師について、法に定める登録 の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

防護管理者定期講習を行う講師は、法に定める条件及び防護管理者 定期講習業務規程に定める選任の基準を満たしているか。

講師の条件が法第41条の42第2号口の「同等以上の知識及び経験を有する者」に該当する場合は、その基準が防護管理者定期講習業務規程に明記され、かつ、防護管理者定期講習業務規程に定める当該基準を満たしているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の42第2号
- ▶ 機関則第122条第4号及び第127条第9号

) 財務状況について

登録機関は、法に基づき、債務超過の状態にないことについて、法に定める登録の要件に適合していなければならない。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

直近の財務諸表等に基づき財務状況を確認し、登録機関が、債務超 過の状態になっていないか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の42第3号
- 機関則第122条第1号二又は第2号八

第3節 防護管理者定期講習の実施に係る義務

登録機関には、法に基づき、防護管理者定期講習を公正に行うことを義務

付けている。また、登録機関において防護管理者定期講習業務が公正かつ 適正に行われるよう、防護管理者定期講習業務規程に、防護管理者定期講 習の実施方針、業務に携わる者の職務及び組織並びに具体的な実施方法を 定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び防護管理者定期講習業務規程に定める業務の実施方法に基づき防護管理者定期講習業務を公正かつ適正に行っていることを確認するための検査項目を定める。

) 防護管理者定期講習の実施方針に関すること

登録機関において防護管理者定期講習業務が公正かつ適正に行われるよう、防護管理者定期講習業務規程に、防護管理者定期講習の実施方針を定めることとしている。

登録機関が防護管理者定期講習業務規程に定める防護管理者定期講習の実施方針に基づき防護管理者定期講習業務を公正かつ適正に行っているかについては、他の検査項目の検査結果を踏まえて、総合的に検査する。

)講師等の職務等及び防護管理者定期講習業務を行う組織に関すること

登録機関において防護管理者定期講習業務が公正かつ適正に行われるよう、防護管理者定期講習業務規程に、講師等の職務等及び防護管理者 定期講習業務を行う組織を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

講師等の職務及び責任範囲並びに防護管理者定期講習業務を行う組織が、防護管理者定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。 (参照条文)

▶ 機関則第127条第3号

) 防護管理者定期講習の実施回数について

登録機関において防護管理者定期講習業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に登録機関が実施すべき防護管理者定期講習の回数を定めている。また、防護管理者定期講習業務規程に、防護管理者定期講習業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。

防護管理者定期講習の実施回数は、法令及び防護管理者定期講習業 務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 法第36条の2第3項
- 規則第38条の7第3項
- ▶ 機関則第127条第3号

) 防護管理者定期講習の課目及び課目に応じた時間数について

登録機関において防護管理者定期講習業務が公正かつ適正に行われるよう、法令に登録機関が実施すべき防護管理者定期講習の課目及び課目に応じた時間数を定めている。また、防護管理者定期講習業務規程に、防護管理者定期講習業務の実施方法に関する事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

防護管理者定期講習の課目及び課目に応じた時間数は、法令及び防 護管理者定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

- 法第36条の2第2項及び第3項
- 規則第38条の7第4項及び第5項
- 機関則第127条第3号
- ▶ 特定放射性同位元素防護管理者定期講習の時間数を定める告示(平成30年原子力規制委員会告示第11号)

)特定放射性同位元素防護管理者定期講習結果報告書について

登録機関には、機関則に基づき、防護管理者定期講習の結果を原子力規制 制委員会に報告することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

防護管理者定期講習の結果が、特定放射性同位元素防護管理者定期 講習結果報告書に正確に記載されているか。

(参照条文)

機関則第124条及び第127条第3項

第4節 防護管理者定期講習業務規程

登録機関には、法に基づき、防護管理者定期講習を公正に行うことを義務付けている。また、登録機関において防護管理者定期講習業務が公正かつ適正に行われることに加え、防護管理者定期講習業務の信頼性が確保されるように、防護管理者定期講習業務規程に、防護管理者定期講習業務の信頼性を確保するための具体的な措置及び防護管理者定期講習に関する料金等を定めることとしている。

本節では、登録機関が法令及び防護管理者定期講習業務規程に基づき、防 護管理者定期講習業務を公正かつ適正に行っていること及び防護管理者 定期講習業務の信頼性を確保するための措置を確実に行っていることを 確認するための検査項目を定める。

なお、本節で定める検査項目からは、防護管理者定期講習業務規程の記載 事項のうち、防護管理者定期講習業務の実施方法、財務諸表等のように、 他の節で検査項目を定めているものを除く。

) 防護管理者定期講習業務を行う時間及び休日について

登録機関における防護管理者定期講習業務の実施状態を明らかにするため、防護管理者定期講習業務規程に、防護管理者定期講習業務を行う時間及び休日を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

防護管理者定期講習業務を行う時間帯(休憩時間を含む。)及び休日は、防護管理者定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。 所定の業務時間帯以外又は休日に防護管理者定期講習業務を行う場合は、防護管理者定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第127条第1号

) 防護管理者定期講習業務を行う場所及び防護管理者定期講習の実施場所 について

登録機関における防護管理者定期講習業務の実施状態を明らかにする ため、防護管理者定期講習業務規程に、防護管理者定期講習業務を行う 場所を定めることとしている。

防護管理者定期講習業務を行う事業所の所在地及び防護管理者定期 講習の実施場所は、防護管理者定期講習業務規程に定めるとおりと なっているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条第2項第4号
- ▶ 機関則第127条第2号

) 防護管理者定期講習業務の信頼性を確保するための措置について

登録機関における防護管理者定期講習業務の信頼性を確保するため、防 護管理者定期講習業務規程に、継続的に防護管理者定期講習業務の品質 を維持し、改善するための体制、方法等を定めることとしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

防護管理者定期講習業務規程に定める防護管理者定期講習業務の品質管理の基本方針に基づき、防護管理者定期講習業務が行われているか。

防護管理者定期講習業務規程に定めるところにより、防護管理者定期講習業務の改善が行われているか。なお、この検査項目には、以下を含む。

- (1) 防護管理者定期講習業務の改善を行う者の職務及び組織が、防護管理者定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。
- (2) 防護管理者定期講習業務規程に定めるところにより、防護管理者定期講習業務の改善について記録されているか。

防護管理者定期講習業務規程に定めるところにより、防護管理者定期講習業務上必要な知識の習得及び力量の維持向上がなされているか。

防護管理者定期講習業務規程に定めるところにより、個人情報等の 保護及び情報セキュリティに関する措置がなされているか。

(参照条文)

▶ 機関則第127条第4号

) 防護管理者定期講習の受講の申込みについて

登録機関が防護管理者定期講習業務を公正かつ適正に実施するため、防 護管理者定期講習業務規程に、防護管理者定期講習を受けようとする者 による防護管理者定期講習の申込みに関する具体的な手続を定めるこ ととしている。 本項における検査項目は、以下のとおりである。

防護管理者定期講習業務規程に定めるところにより、防護管理者定期講習を受けようとする者から防護管理者定期講習の受講に係る申込書及び添付書類の提出を受け、かつ、それらの内容を確認しているか。

防護管理者定期講習業務規程に定めるところにより、受講申込者への受講票の送付(再送付を含む。)を行っているか。

受講申込者の定員は、防護管理者定期講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第127条第5号

) 防護管理者定期講習の受講手数料の額及びその収納方法について

登録機関における防護管理者定期講習の公正性を確保するため、防護管理者定期講習業務規程に、受講手数料の額及び具体的な支払方法を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

受講手数料の額は、防護管理者定期講習業務規程に定めるところと相違がないか。

受講手数料の額の設定根拠(算出根拠)について、防護管理者定期 講習業務規程に定めるところと相違がないか。

公益法人にあっては、総務省勧告を踏まえて、受講手数料の額の妥当性の検証、設定根拠(算出根拠)の公開、防護管理者定期講習業務に係る収入額及び支出額の内訳を記載した書類(支出明細書等)の公開等がなされているか。

防護管理者定期講習業務規程に定めるところにより、受講手数料の 請求及び受領を行っているか。

防護管理者定期講習業務規程に定めるところにより、受講手数料の 返還が行われているか。

(参照条文)

機関則第127条第6号

) 防護管理者定期講習に用いる教材について

登録機関が防護管理者定期講習に用いる教材の作成等を公正かつ適正

に実施するため、防護管理者定期講習業務規程に、継続的に教材を見直 す体制、方法等を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

防護管理者定期講習業務規程に定めるところにより、防護管理者定 期講習に用いる教材を作成しているか。

防護管理者定期講習業務規程に定めるところにより、防護管理者定期講習に用いる教材が定期的に見直されているか。なお、この検査項目には、以下を含む。

- (1) 防護管理者定期講習に用いる教材が法に定める防護管理者定期 講習の目的と相違がないこと並びに公正及び適正な内容である ことについての検証が行われ、かつ、その検証の結果が防護管理 者定期講習の教材の作成及び見直しにフィードバックされてい るか。
- (2) 教材の見直しを行う者の職務及び組織が、防護管理者定期講習 業務規程に定めるとおりとなっているか。
- (3) 防護管理者定期講習業務規程に定めるところにより、教材の見直しについて記録されているか。

(参照条文)

機関則第127条第7号

) 防護管理者定期講習の修了証の交付について

登録機関が防護管理者定期講習の修了証の交付を公正かつ適正に実施するため、防護管理者定期講習業務規程に、修了証の交付に関する具体的な事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

防護管理者定期講習の修了については、防護管理者定期講習業務規程に定めるとおりの要件となっているか。

修了証の交付の内容及びその方法が、防護管理者定期講習業務規程 に定めるとおりとなっているか。

修了証の再交付の内容及びその方法(講習を修了した者であることの確認の方法及び再交付に係る手数料を含む。)が、防護管理者定期 講習業務規程に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

▶ 機関則第127条第8号

)講師の選任及び解任について

登録機関が防護管理者定期講習業務を公正かつ適正に実施するため、防 護管理者定期講習業務規程に、講師の選任及び解任の手順及び基準に関 する具体的な事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

防護管理者定期講習業務規程に定める手順及び基準により、講師の 選任及び解任を行っているか。

(参照条文)

▶ 機関則第127条第9号

) その他防護管理者定期講習業務の実施に関し必要な事項について

登録機関における防護管理者定期講習業務を公正かつ適正に実施するため、機関則第127条第1号から第11号までに掲げる防護管理者定期講習業務規程の記載事項に加えて記載すべきことがあれば、防護管理者定期講習業務規程に、登録機関の実態に応じた事項を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

防護管理者定期講習業務規程に定めるその他防護管理者定期講習業務の実施に関し必要な事項について、防護管理者定期講習業務規程 に定めるとおりとなっているか。

(参照条文)

機関則第127条第12号

第5節 財務諸表等

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等の備付け及び利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求への対応等を義務付けている。

本節では、登録機関が法令及び防護管理者定期講習業務規程に基づき、財務諸表等の備付け及び閲覧等請求への対応等を確実に行っていることを確認するための検査項目を定める。

)財務諸表等の備付けについて

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、財務諸表等を作成して事務所に備え置くことを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

法及び防護管理者定期講習業務規程に定めるところにより、財務諸 表等が作成され、5年度分、事務所に備え置かれているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第1項
- ▶ 機関則第127条第11号
- e 文書規則第3条及び第4条

) 財務諸表等の閲覧等について

法に基づき、債務超過の状態にないことを登録機関の登録の要件としていることから、登録機関には、適正な業務実施状況にあることを証明するために、利害関係人からの財務諸表等の閲覧等請求に対応することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

利害関係人から財務諸表等の閲覧の請求があれば速やかに閲覧が可能となっているか。

利害関係人から法第41条の7第2項に掲げる請求があった場合に は、防護管理者定期講習業務規程に定める業務時間内はいつでも、 法及び防護管理者定期講習業務規程に定めるとおり、閲覧等の請求 に対応しているか。

利害関係人から法第41条の7第2項第2号又は第4号の請求があった場合には、登録機関が定めた費用を請求しているか。

(参照条文)

- 法第41条の7第2項
- 機関則第127条第11号及び第129条
- ▶ e 文書規則第8条から第12条まで

第6節 帳簿

登録機関には、法に基づき、防護管理者定期講習業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。登録機関が作成し保存する帳簿及び書類には、防護管理者定期講習を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、防護管理者定期講習業務規程に、帳簿及び書類を確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。本節では、登録機関が法令及び防護管理者定期講習業務規程に基づき、帳簿の作成等を行っていること及び帳簿等を確実に管理していることを確認するための検査項目を定める。

) 帳簿の作成及び備付け並びに帳簿及び書類の保存期間について

登録機関には、法に基づき、防護管理者定期講習業務に関する帳簿を備え、必要な事項を記載し、保存することを義務付けている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

帳簿に法令で定める事項が記載され、かつ、防護管理者定期講習業 務を行う事業所ごとに作成して備え付けられているか。

帳簿及び書類が法令及び防護管理者定期講習業務規程に定める期間 保存されているか。

(参照条文)

- ▶ 法第41条の13
- 機関則第127条第10号及び第130条
- ▶ e 文書規則第3条から第7条まで

) 帳簿及び書類の管理について

登録機関が作成し、一定期間保存する帳簿及び書類には、防護管理者定期講習を受けようとする者の個人情報等が含まれることから、防護管理者定期講習業務規程に、これらを確実に管理するための具体的な管理方法を定めることとしている。

本項における検査項目は、以下のとおりである。

防護管理者定期講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、帳簿 及び書類の保管、廃棄等の管理が行われているか。

防護管理者定期講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、個人情報等が含まれる帳簿及び書類の保管、廃棄等の管理が行われているか。

防護管理者定期講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、電磁 的方法による記録についての保管、廃棄等の管理が行われているか。

また、防護管理者定期講習業務において取り扱う情報には、特定放射性同位元素の防護のために必要な措置に関する事項(以下「管理情報」という。)が含まれることから、防護管理者定期講習業務規程に当該管理情報についてこれを知る必要がある者以外の者に知られることがないよう適切に管理するための具体的な方法を定めることとしており、これらの検査項目は、以下のとおりである。

防護管理者定期講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、管理 情報を取り扱う者の範囲に限定して管理が行われているか。

防護管理者定期講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、管理情報が記録されている媒体(紙媒体及び電磁的記録媒体をいう。以下同じ。)の保管、廃棄等の管理が行われているか。なお、検査項目には以下を含む。

- (1) 施錠できるロッカー等で適切に管理が行われているか。
- (2) 管理情報が記載されている媒体には、その旨の表記を付して、他の情報と容易に識別できるようになされているか。

防護管理者定期講習業務規程に定める具体的な方法に基づき、管理 情報を取り扱う電子計算機の管理が行われているか。なお、検査項 目には以下を含む。

(1) 管理情報を取り扱う電子計算機における情報の閲覧についてID、 パスワード等で管理が行われているか。

(参照条文)

▶ 機関則第127条第10号